

第二十四回国会 衆議院 文教委員会 議事録 第二十八号

昭和三十一年四月十一日(水曜日)

午前十時五十四分開議

る法律の施行に伴う関係法律の整理に
関する法律案(内閣提出第一〇六号)

むろんのことであります。すなわち広
い見地に立つて地方公共団体の教育の
振興に關し、大局を判断して指針を与
える人であることを期待いたしておる
のであります。従つてこのことは委員
が教育または教育行政について、専門
的な力量をあわせ有する者を排除する
ものではないと見做すことは、専門
の委員がそのような専門家であること
を要求するものでもございせん。委
員会にはこのように大局的判断と教育
振興の指針等を期待するものでありま
して、現実の行政事務の執行には十分
の力量ある専門家としての教育長をこ
れに配することにいたしまして、教育
委員会の判断、方針に基く専門的な事
務処理をこれに担当させるものであり
ます。ただ市町村の教育委員会にあり
ましては、委員のうちから教育長を任
命することとしたしておりますのは、
都道府県の担当する教育事務の性質と
及び事務量の差異は、實際的に見まし
て多少の相違があるのであります。す
なわち都道府県の教育委員会は都道府
県の設置する学校を管理するばかりで
なく、市町村の教育委員会に対して全
般的に指導し援助を行うものでありま
して、事務の多量であること、また専
門的に分化されておること等から、委
員と教育長とを別個に選任することと
して、市町村の教育委員会にありまし
ては、教育事務の性質及び事務量から
考えまして委員のうちから教育長、こ
れにふさわしい知識、経験を有する者
を加えて、その者に教育長の職務をと

らせることが、さきに述べた教育委員
会委員、教育長の関係から見ても都合
でないのみならず、機構の簡素化にも
役立つことと考へたのでございます。
なお最後に、助役が教育長を兼ねる
ことは、教育委員制度のあり方として
は、決して満足すべき方法ではないの
であります。暫定の方法でありまして
財政上の理由等から現在もやむを得な
い措置として暫定的にこの兼任を認め
ておるのであります。新制度になりま
してはかようなことは改めるべきであ
りますが、ただ財政上の事由から急激
に、直ちにそれがいきませんので、昭
和三十一年度中に限り、すなわち今ま
では当分の間といったのを、三十一年
度末ということで、これを特例として
認めたのでございます。

しているとき、又は著しく適
正を欠き、かつ、教育本来の目的達成
を阻害しているとき、措置
要求が行われるというところは、義務教
育についてであらうが、大学について
であらうが、また私学の事務について
であらうが、本来差異はあるべきでは
ございせん。しかし現実にかなる
措置要求を行うかという点について
は、義務教育、大学、私立学校、社会
教育等それぞれの事務内容によって具
体的に判断するべきであります。事務
の種類に応じてその求める措置の内容
も差異があると考へます。すなわち義
務教育のごとく国家的色彩の強いもの
や、大学や私立学校のごとくその自主
性、独自性の強いものにあつては、そ
れらの特色から措置要求の内容がおの
ずから異なると思へるべきでありま
す。しかし右の差異があるからといつ
て、大学や私立学校について措置要求
の制度をとらないということではござ
いせん。この義務教育に属する学
校、すなわち小学校、中学校、これ
を加藤さん御指摘のように私立で経営し
ておるものがございます。これらのも
のについては、現行法では学校教育法
の規定がありまして、そのほかにまた
私立学校法というものが御承知のよう
にございまして、主としてその第五条で
ございまして、学校教育法違反の運営
をいたします場合には、都道府県知事
が監督するということになつておりま
す。この知事の監督法が法令に違反し
たり、その他著しく適正を欠いて教育

〇佐藤委員長 これより会議を開きま
す。

〇清瀬文部大臣 昨日の会議の終り
に、加藤委員より私に対し一、二の質
問がございました。その一つはこうい
うことと承つたのであります。すな
わちこの案では教育委員会の性格と、
これを構成する委員の資格と、それか
ら教育委員会と教育長との関係につ
いてどう考へるか、また現在暫定的に助
役が教育長を兼ねておる者があるが、
その経過の規定にどう考へておるか、
この間には今問題となつておる行政組
織法の二十三条、十七条、四条及び整
理法の方の一条の五項、六項等に関係
して問うのだ、こういうふうに了解い
たしました。

〇佐藤委員長 これより会議を開きま
す。

〇清瀬文部大臣 昨日の会議の終り
に、加藤委員より私に対し一、二の質
問がございました。その一つはこうい
うことと承つたのであります。すな
わちこの案では教育委員会の性格と、
これを構成する委員の資格と、それか
ら教育委員会と教育長との関係につ
いてどう考へるか、また現在暫定的に助
役が教育長を兼ねておる者があるが、
その経過の規定にどう考へておるか、
この間には今問題となつておる行政組
織法の二十三条、十七条、四条及び整
理法の方の一条の五項、六項等に関係
して問うのだ、こういうふうに了解い
たしました。

委員長 佐藤親次郎君

理事赤城 宗徳君 理事加藤 精三君

理事高村 坂彦君 理事坂田 道太君

理事米田 吉盛君 理事辻原 弘市君

理事山崎 始男君

伊東 岩男君 伊藤 郷一君

稲葉 修君 杉浦 武雄君

田中 久雄君 塚原 俊郎君

並木 芳雄君 野依 秀市君

町村 金五君 山口 好一君

河野 正君 小牧 次生君

鈴木 義男君 高津 正道君

野原 覺君 前田榮之助君

小林 信一君

出席國務大臣

文部大臣 清瀬 一郎君

出席政府委員

文部事務次官 竹尾 式君

文部事務官 (初等中等 教育局長) 緒方 信一君

委員外の出席者

文部事務官 (大臣官房総 務参事官) 斎藤 正君

文部事務官(初 等中等教育局 地方課長) 木田 宏君

専門員 石井 昂君

本日の会議に付した案件

地方教育行政の組織及び運営に關す
る法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に關す

アカハタならアカハタというものを
もって現実に一つ教える道具にしてや
ろう、こういうようなことを考えた先
生がおったといえます。そのとき
に、今回の法規でいきたいと思います、これ
は当然事前に持っていて教育委員会
へ届けさせなければならぬ、ある
いは承認をとらなければならぬ、こ
ういう問題が起るだろうと私は思う。

ところが今までの学校教育法二十一
条だけの問題ならば、これは当然だれに
遠慮も会釈もない、相談もなく教師の
良心に従って、少くともこれは有効適
切なるものだという判断のもとに教師
は教えておった学校もあつたんじゃない
か、こういうふうには私は考えるので
す。そうすると今度はこういう問題の
ときに、今文部大臣がおっしゃったよ
うなこういう規則ができて、しかも各
都道府県、市町村の末端に至るまでの
教育委員の人が、届出が出たときにど
ういう判断を現実にするか、これが有
益適切だと判断をするのかこれは有益
適切でないか判断をするのか、そうい
う問題がすぐぶつかって出てくるの
だ、私はこう思うのです。これは具体
的な例でありますから、こういう場合
の今の処置の仕方といえますか、そう
いう場合はどういうふうに御判断をさ
れるのであります。

○清瀬國務大臣 それは達識なる教育
委員会にまかせておるでありましょ
うが、あなたのお問いに即して考えれ
ば、あるいは新聞の種類等をあげて、
これ以外のものを使う時分には一べん
言うてくれ、届け出てくれといったよ
うな規則ができればぬかと思ひます。
あの有名な京都の旭ヶ丘中学事件は、
アカハタという新聞を教材に使ったこ

とが起りでございます。これは皆さん
のお立場によつていい新聞とお考え
でありましようが、しかしながら土地
の父兄はそれは考えておらなかつたの
であります。そういうことが起ります
から、あるいは新聞名を指定した
り、あるいは新聞の欄を、まあ書ける
か書けぬか知りませんが、考え
たりするような規則ができればぬか
と思ひます。規制をするからといって、毎
日使うときに、きつと先に言うてこい
といったような拘泥した規則ばかりが
行われるものじゃないと私は考えてお
るのであります。要は教育委員会は、
その地方の状況、世論、地方の父兄の
なりかわりとして、一番いい教育をし
ようという観念でありますから、非常
に極端な場合のことを言つてここで論
じますと、いろいろ心配が起りま
しょうけれども、こういう規則を教育
委員会にまかせておくといふことは、
私はいいことだ、こう考えておりま
す。

○山崎(始)委員 実は私が問うており
まする趣旨とは、少し違ふのでござい
まして、むしろあなた御自身こそ、今
のような御答弁が出るというところ
に、下手をするところの問題の本質の扱
い方、規則の扱い方のおそろしさがあ
るのであります。たまたまそういうよ
うな、いわゆる旭ヶ丘ではアカハタの
新聞を使つておつたというようなこと
をあなたがたのおっしゃるの、非常に何
だか妙な感じがするのであります。私
が聞いておりますのは、五月一日なら
一日という日をとつて、同じ五月一日
にいたしましたも、あしたはアユの
解禁だといふので、どこか五月一日に解
禁になるところもあるはずなんです。

たまたま社会科学なら社会科学の先生に非
常に釣が好きな、漁が好きなというよ
うな先生がいて、しかも子供に対して、
明日はアユの解禁の写真は必ず新聞
には出るのだといふときに、その先生
が、一つあしたはアユをとつていって実
地の教育を――五月一日は解禁だとい
う印象的な日をとりえて、そこで生き
た子供の教育をする人もあるだろうと
思う。おそろくそのときには、事前に
アユを教材に使うからといって届出を
すると有効適切だ、こう思われるだろ
うと思う。ところがたまたま同じ五月
一日でも、朝日新聞であらうとある
新聞でも、メーデーを大きく取り上げ
ておつた。ちやうどアユの解禁と同じ
ことですよ。そのときに先生が、いわ
ゆるメーデーのいわれを子供に社会科
の一つの教材としてやつてやろうとい
う場合に、赤旗なら赤旗といふものを
一つの教材として――これはアカハタ
の新聞じゃございせん。赤い旗のこ
とでございせん。それを持つていつ
てかりに教えたとした場合に、その間
の扱い方の判断をする地方教育委員の
人たちの頭において、片方のアユの方
は有効適切だ、問題はな。ところが
赤旗の方は、これはどうもちよつと、
こういうことになるのですか、ならぬ
のですか。どうなるのです。そういう場
合は必ず起ると私は見ている。(教育
委員会に聞けばいいと呼ぶ者あり)

○清瀬國務大臣 あなたのお問ひの真
意を少しとりかへました、アユのこ
となら新聞に書いてあつても教えてよ
ろしい、赤い旗のことは教えるな、そ
ういふことを言うのは、ここに書いて
ある届出させるという趣意と少し違つ
ているのです。ここでは、大い新聞
にも新聞の性格がありますから、こ
ういふ新聞ならよろしいくらいなこと
なるのじゃないかと思つてゐるので
す。将来での内容を、どうして教育
委員会だつて予見できますか。時々
刻々一秒先のことはわからぬのですか
ら……。ただ届出といふのは、こ
ういふ新聞ならよろしくらいなことじや
ないかと私は思つてゐるのです。

○山崎(始)委員 法律を作る人がそう
いうように、あとは教育委員会がやる
のだから、教育委員会に聞いたらい
じやないかと、それはむしろの知つ
たことじやないかといふようなもの
の考へ方は、これは私は非常に遺憾だと思
ひます。私が今一つの例を引きまし
たことでも、この法律が出ましたら、
末端の各教育委員会では、これに類似
したような教材の扱い方に対して、今
後非常に問題が起つてはせぬかとい
ふ心配を現実持つておられます。また
そういう心配が起りはしないかとい
ふところに、視聴覚教育にいたしまし
ても、教材による教育といふものの衰微
を来たす、こういう心配から実はお尋
ねしてゐるのであります、どうも先
ほどの文部大臣のお答えでは、それは
教育委員会の方が自由にやることだか
ら、むしろの方は知らぬことじやとい
ふふうな御答弁に聞えるのであります
がどうですか。そんなら緒方局長に事
務的に一つ……。

○緒方政府委員 教材の選択につきま
して、教師の意思が尊重されなければ
ならないことは、これは当然のこと
であると存じますけれども、教材をい
かに使うかといふことについての最終
責任は、これは教育委員会にあること

は当然であります。教育委員会は、学
校の運営、管理をいたしまする全責任
を持つてゐるわけですから。従ひまして、
その運営、管理の所管に属する学校
で、いかに教材が使われ、いかよ
うな方法でこれが使用されるかとい
ふことにつきましては、教育委員会がそ
の責任を持つております。従つて教育
委員会といつたしまして、必要がある場
合あらかじめそれを届出させ、ある
いはまた承認を受けさせるといふ定め
を作らせるといふのがこの規定の趣旨
であります。昨日から繰り返して申し
上げますように、教材の全体について
必ず届出させなければならぬとか、あ
るいは承認を受けさせなければならぬ
という趣旨じやないのでございまし
て、これは第一項、第二項の関連にお
いて、そのことはここに十分出てお
ります。第一項の規定によりまして、教
育委員会が基本的な事項について必要
な教育委員会規則を定める。それに
つぎましてはいろいろございまいし
よう。教材につきましても基本的な事項につ
いて定められるわけでありまして、その
基本的な事項について定めたその定め
の中に、必要があれば、あるいはある
ものにつきましても承認を受けさせ
る。承認も届出も必要のないものもご
ざいまいしよう。それを教育委員会の判
断によつてそういう定めを作るわけ
であります。学校教育法第二十一条第二項
の話も出ておりますけれども、これは
大臣から御答弁もございまして、有
益であり適切であるという判断は、こ
れは先ほども申しましたように、教師
の意思がそこに尊重されなければなら
ぬことは当然でありますけれども、そ

の責任は、これは教育委員会にある。その判断をするのは、最終的の法律的権限をいたしましては教育委員会にある。従いまして、その教育委員会が適切でないと思う場合もございましょうし、それからまたいろいろ届出等を受けまして、より適切なものがほかにあるじゃないかという判断をすることはございましょう。そういうときには、教育委員会が積極的な指導をいたしましょう。文部省で視聴覚教育課等がある、その関係はどうかというお話も出ておりますけれども、視聴覚教育等について文部省が地方を指導いたします。それに基いて教育委員会が、さらに学校について有益なあるいは適切な教材の使用について指導することも必要であると思います。そういうことに資しますために、必要なものについて届出をさせる、あるいは承認を受けさせるという規定は当然必要だと考えております。(明快々々と呼ぶ者あり)

○山崎(始)委員 少しも明快ではない。ますます複雑怪奇になっております。いわゆる教材というものの種類は森羅万象あるんだという前提は認めていらつしやる。そうでしょう。ところがこの規則では、特定なものではなくてもいいという規則じゃないのです。それは各教育委員会の自由にまかせ、こうなっている。でありますから、抜いて方のいかによつたら、全国の教育委員会は非常にまちまちな規則を作るだろう、こういうことが考えられるわけですから。そこで今あなた方はそういうふうな答弁をされておられますが、有効適切な言葉自体ですら、甲の者が見たら有効適切でないかもしれ

ない、乙の者が見れば有効適切であるのかもわからない、そういうふうな教材が委員会の問題になる可能性が私は多分にあると言いたい。そのときにそういうしちめんどくさい、むずかしいことならば、地方の教育委員会も学校の先生にいたしましても、非常に困る場面がでてくるだろう。かりに地方の学校の先生から教育委員会へ、この規則通りに届けた。そのときにいろいろ基準なり考え方が違うのでありまして、そこにある程度のトラブルが起つてくる。起つてきますと、今度は地方の教育委員会が必ず聞いてくる。そこは、おそらく文部省へ向つて、どういふふうな基準を定めたいかとか、どういふふうなこういう問題に処理したいかといふことを聞いてくるのに違いないのであります。これは筋書なんです。その場合に文部省の方とすれば、初めの間はおそらく、それは君たちの自主性にまかせよう、それから、教育委員会の方で良識によつて判断をしておやりなさい、こういう返事をしておつても、それではこつちは困るんだ、こういう事態が起つてくる。そうなるべくと結論的には、文部省とすれば、最後にはトラの巻みたいなものが必ずできてくる。そうまで君たちが尋ねるのなら、文部省の見解は一応こうだというトラの巻がいつの間にかできてくる。できてこざるを得ないのです。私はそういうことになつてくると思う。そうすると、この抜いて方のいかによりますと、良心のある、教育に熱情を持っておる先生でも、教材による教育に対しては、下手をして自分らがにらまれるようなことになるのなら、これは抜いて方がいいた

うというふうな傾向になることは、私は火を見るより明らかだと思うのであります。その点を心配しておるのであります。それなら私は、具体的例をかりに引いてお尋ねいたしますが、きょう配られたこの教材の一つの種類としての中にも、放送あるいは映画、その他レコードにいたしましても、いろいろと十ばかり出ておりますが、かりに放送なら放送、今日日本全国で、おそろくこの学校放送をいづゆる教材として利用しておるところは、いづぶんあると思うのであります。これはおそらく全国のほとんどの学校が利用しておるだろう、かように想定いたしますが、こういう場合には教材の扱い方として、その日その日の放送、そのつどそのつど放送を届け出るのではなくして、一年分なら一年分を前もって届け出ておけばいいのですか、どうなんですか。

○緒方政府委員 いろいろ御質問の中で出ました各教育委員会でも、まちまちになるんじゃないかというお話でございまして、けれども、これは教育委員会といたしまして、独立した権限として教育委員会が学校の運営管理に任じておるわけでありまして、これはいづゆる地方分権でございまして、各公共団体の教育委員会が、独立してその学校の運営管理に任じておるわけでありまして、従いましてその判断に待つというところは当然のこととございまして、その地域の事情によりまちまちになることはあると存じます。それはその教育委員会の判断によつて運営されることと存じます。それがこの法の趣旨であらうと存じます。

それからいろいろございしましたが、ただいまの放送等につきまして、これは全部届け出なければならぬかというお話でございまして、これは昨日から繰返して申し上げます通り、全部を全部届け出なければならぬとか、あるいは承認を受けさせなければならぬという規定ではございませぬ。これは第一項、第二項の関係から申しまして明らかでございまして、そうしてまたさらに届出をさせるということにいたしまして、これは届出をさせる方法もいろいろございまして、学年の初めに教育計画が学校において立ちますから、その場合に、自分の学校ではこういう教育計画に基いて、教材としてこういう種類のものを使う、あるいは新聞を使うといったような包括的な届出もございましょう。それは教育委員会の判断によつて、その方法につきましてもいろいろと考えていくべきことで、それはものにより場合によつて、いろいろのものができていいと思ひます。

○山崎(始)委員 今あなたのような御答弁があるから、ますます心配になるのですよ。そうでしょう。全部が全部じゃないかと思う。そんなら部分的にはどうかというのを私はもう少し具体的に、これはつきりと聞かせ願ひたいのであります。教育委員会によつてばらばらのものができ上るといふことになると、甲の教育委員会は、前の日に明日の放送のこういうものは使つてもいいとか悪いとかいふ届を必要とするところが出てくるかもしれない。あるいは中には、一年分あそこならけつこうだ、あるいは一カ月分前もつてけつこうだといふものも出てこぬとも限らぬ。また一つの放送にいたしましては、学校放送ばかりではございませぬ。いろいろの放送で、いなかの方へ行きますと、授業の時間に学校の先生が、きょうは一つの娯楽の時間だというて、かりに時局なら時局のラジオを聞かせる。そうすると、たまたまかつての冗談音楽みたいなものもしかけたとしたときに、どういふふうにお考えになるのです。また、こういうふうな扱い方というものはどういふふうにしたらいのですか。これは非常に困るのです。今あなたのお説明では、ますます複雑怪奇になって、何が何やらわけがわからぬ。そうなりはしませぬか。

○緒方政府委員 教材の種類としては、お話の通りいろいろなものがございます。ただこれを教育的に見ました場合に、教育委員会の判断によりまして、これだけのものはどうしても事前に承認を受けさせたいというものがございまして、そうじゃなく、ただ届出だけでいいと考えるものもございまして、全然そういう手続は必要なく、学校の判断によつて使わせるのにまかせるといふものも出て参ると思ひます。それでよろしいのでございまして。そういう規定を作るという趣旨が、この三十三条の内容の趣旨でございまして。そこで放送につきましても、あるいはラジオの放送、テレビ等もございまして、それに基いて教育委員会が、あらかじめ届出を受けたというところであれば、これは包括した届出の方法もありましよう。学年の初めにどここのどういふ放送を教材として取り入れる、こ

いうことを学年の初めに包括して届け出るという方法もあると存じます。あるいはまたそれは全然必要ないと判断すれば、一般的なニュース等を十分利用していくことにつきましては、学校にまかせるという方法もあると思います。

○山崎(始)委員 文部大臣にお尋ねいたします。今の局長の御答弁を聞きますと、いよいよもって私たちは心配せざるを得ないんです。ただ抽象的に適切だと判断すれば、あるいは有効適切だと認定すればというのでは、非常に言葉があいまいもことしている。それで私が先ほどの例と同じように、放送教育は教材として使つてよろしいといった場合でも、随時随所に生きた教育をするためには、あるいは学校の先生は、学校の設備にある放送でもつて、かりに時局の動き、政治なら政治の動きを簡明率直に、しかもユーモアを交えて、諷刺を交えて子供に聞かしてやろうと思つて、もしもそれを冗談音楽みたような、ちよど今ごろで言えは漫画みたいなものでしょう。そういうようなものをかりに聞かした。これは聞かす方が有効適切だと思う人もあるし、とうとう三木鶏郎というような人を追放しなければならぬように、不適切だと見る人もある。そうでしょう。そういう場合に問題を起しやす。それを使つた学校の先生なら先生に、その責任を追及されやすいようなことが起りしませんが。こういう点に対して文部大臣の御見解を一つお聞かせ願いたい。

○清瀬国務大臣 地方教育委員会の性質は(発言する者あり)お聞き下さい。あなたが問いになつておるから

答えておるのです。地方教育委員会の性質は、原則として法案第二十三条にあります。第二十三条にあることを行うのであります。でありますから、教育委員会が常識はずれなことをするという前提でお伺いになるという話は尽きません。やはり人格は高潔で教育、学術、文化に対して識見を持っておる人が、教育を愛するがためにいろいろなことをするのであります。その事項は第二十三条にあるのです。さらにまたもう一つ御注意を願わなければならぬことは、届出といつても、この規則に書くことは、基本的事項について、必要な教育委員会規則を作るんです。

基本的事項について作るという文字も一つ頭に置いてお伺いを願いたいのであります。そうしますれば、放送にもおのずから放送の性格もできております。私は冗談音楽が非常にいいものだといふ御意見とは少し違つております。けれども、このいいか悪いかは、やはり教育委員会の合議制で地方のために考へて原則を立てるということが、決して悪いことだとは思つておりません。私はどんなことでも、まず想像し得べき常識の限度内でなされるものだと考へておるのでございます。

○山崎(始)委員 その常識の限度内という言葉を、私たちにはほんとうは気に入らないのであります。それだからこそいふ言つておるのであります。私はそれならばちよと方向を変えまして、映画のことでも一つ聞いてみたいと思ふのです。御承知のように農山村の僻地の学校、こういうところでは、私が知つております県内にでも、一つの村に七つくらい学校があるような僻地がございますが、途中に

僻地坂なんというような、学校の先生が赴任したならばすぐ辞職するといふようなひどい難所がある。こういうところでは年に盆か正月くらいしか魚もあまり入らない。まして映画なんというようなものも、盆か正月くらいにしか持つてこない。しかもそれが、商売人が学校向けの教育映画だと言つて持つてきまして、その中には一本くらは大がいに娯楽映画といふふうなものも組み合されて入つておる。ところが、そういう僻地の先生たちは、実際に動くそういうものを現実に子供に見せてやろう。これを教材に使つてやろうといふような場合に、今の緒方局長の御答弁によりますと、映画といふものは教材としてよろしい、一括してよろしいといふようなことをきめられる教育委員会もあるかのように、あるいは中には、個々の教材に使う映画は、事前に承認をとれといふようなことをきめられるところもあるだろうと私は思ふ。そうした場合に、各教育委員会の考へ方にまかすといふのでありますから、それならば、こういう場合に教材とするのに、おそらくその映画の内容容その他というものは、事前に教育委員会の、俗に申しますむずかしい言葉で言いますれば検閲といふますが、これは見る必要が起つてくる場合もあるのではないかと。こういうふうには考へられるのですが、そういう場合には絶対に見る必要はありませんか、ありますか。そういうふうな検閲をするような場合が起り得る可能性があるとお考へになりますか、どうですか。

○緒方政府委員 今のお話は、この届出あるいは承認といったような、こういう制度にかかわらず、いかような教材が有益適切であるかという、その判断をどうやってやるかということだろうと考へます。今お話のような場合には、これはおそらく事前に見る必要がございます。見て、それは判断するのが教育者として、あるいは教育委員会の責任者として適当な態度であらうと存じます。これは学校教育法第二十一条第二項におきまして、有益適切なものは使うことができるというのでございまして、何でも使つてよろしいというわけではございません。有益適切でないものは使つてはいけません。これは教育委員会でございますので、教育委員会として十分な配慮をして、そういう場合に使うか使わぬかの決定をすることは、これは普通の場合当然であらうと存じます。

○山崎(始)委員 その有益適切なものといふ、それはもうわかつておるものであります。それはもうわかつておるものであります。それを今回の法律で、事前に届出させるといふ規則をここで作つて規制されておるから、私は問題にしておるのであります。具体的な例として、そういう場合に今の説明では、事前に見る場合があり得るといふことを認められたのであります。かりにそういう僻地の学校で、いわゆる盆か正月か、年に一度くらい子供たちにこれを教材として、学校の講堂を借り切つて見せてやるというふうな場合に、事前に実際問題として検閲がございましょうか、できませんか。私はこれはどういふでございませうか。ところが現実にはここに規則がある。届け出なければいけないという規則がある。たまたまその映画にあるいは娯楽映画が一本くらい入つておるんです

が、必ずしもそれは見方によれば、純粹に全部が全部その映画は教育的であるとは見れないものが娯楽映画の性質として出てくる場合がある。ところが現実的にはそれを事前に承認を得たり届け出て、そうして教育委員の人が試写会くらいやつてみるなんというふうなことは、これは私はどういふでございませう。こういう場合の扱い方というものは、私は非常にむずかしい問題が起るんじゃないかと思ふ。(「常識だ」と呼ぶ者あり)ところが、そこで常識だと言われる人があつて、その常識という言葉が私に気に入らないのは、かりにそんならそういうふうな場合に、娯楽映画の中に接吻をしておる場面が出てきた。それもおそらく常識だと言われる。そんなら今度はその度合い、何接吻したかということが問題になる。そういう問題が出てきて、あるいはその教材を採用した先生が教育委員会でも問題を起して、あの先生は実にはどうも不都合なことをやつた、あるいは見えてきて帰つた子供が、こういうふうな映画があつた。そうすると、そういうふうな村ですら、今度の法律でいきますと、教育委員が三人くらいになりましよう。年のいった、おそらく七十五、六くらいのお教育委員長や五十四、五くらいのもう一人の教育長、あるいは二十五、六の大学出の、どう言いますか、芥川賞を取つた、太陽の季節を書いた石原慎太郎みたいな人が、教育委員であつたとかりにいたします。そうすると、七十五、六の教育委員長は、わしらは男女七才にして席を同じうせずつてきたのだ、こんな娯楽映画を学校の生徒に見せるなんて不都合じゃないか、こういう問題が

起ってくる。そうして五十四、五の教育長は、まあ教育委員長、そうまで言わぬでもないじゃないか、あのくらの接吻ぐらいいさう影響はないと思う。さういうような問題が起ってくる。さうすると今度は石原慎太郎みたいな教育委員は、何を言うところなんだ、とんでもない、さういうような問題が起ってくる。さうするとさういふ場合にきつと——これは一つの例を引くのでありまして、さういふ場合は、文部省へ向つて、映画の内容は一体どの程度までを基準として、われわれは認めたらいのかという問題が当然起ってくる。さうなると、有効適切な、常識をもつて教育委員会が判断をしておきめなさい。これでもつて一体結論が出てきませんか。この法律の結論は、私は出てこないと思う。これは文部大臣に御答弁願いたい。

○清瀬國務大臣 それが合議制の妙であります。だから一人がきめるのであつたら心配が起りますが、まあ人間が五人寄つて、この地方ではこれがよからうかというのをきめたら、その良識に従つていいと思ふのであります。

○山崎(始)委員 どうも實際は答弁になつていないのです。とにかく非常に抽象的な良識で判断をして、結論をする、さうやればいいのですが、人間の良識であるとか、あるいは常識というやうなもの、見方によつたらどつちにもなるやうな境がたぐさある。さうなつてくると、今日の新しい生きた教材を使つての教育というものが、どうしても先生自体がもうさうなぬ神にたたりなしという気持になつてくる。これはわかつておる。これを私は心配しておるのであります。それならま

た、方向を変えますが、かりにさういふ場合に、結局この法律ができませんと、僻地の場合なんか、電話も何にもございせん。御承知のようにさういふところは電話一本もございせん。一つの村に学校が七つもあるのですから、それこそさういふ屋へ三里、酒屋へ二里というやうな場所なんです。さうすると、事前に届出させるとか、承認を得るとか、いふ場合には、これは實際問題として、私はこの法律だけのためにも多額の経費を要するだらうと思ふ。さういふ場合は一体どうなるのですか。

○緒方政府委員 先ほどから繰り返して申し上げております通りに、その地域地域の事情に応じて、教育委員会の必要によつて適当な規定を作るだらうと申し上げておるのには、さういふ意味も含んでおります。あるいはおあげになりまして僻地の事情と、都会地の事情とは異なりますので、僻地は僻地の事情に即するやうな取扱い方を教育委員会としてきめることは当然であると思ひます。

○高津委員 関連して……。ただいま政府の見解で明らかになつたことは、文部大臣の答弁の中に、地方の教育委員会では、届出、承認を受けさせることとする定めを設けるのであるが、その場合には、新聞たるアカハタは届出、承認を要すると指定するのだから、すなわちよい雑誌あるいはよい新聞、あるいはその新聞の何の面ならよからうと指定するのだから、さういふ御発言を私は承わつたのであります。悪い分は指定を要することになつておるし、よい分は、黙つてそれを使つていい分だと、さういふよい方をずつと

並べるので、それに書いてない分は、届出と承認を要する、さういふようにするのだというように私ははつきり聞いたのであります。さうであるとして、研究社が、学年別の学習雑誌を出しておる。むろん私はよいと思ふのです。よ。それから小学館が同じように学年別の学習雑誌をやはり出しておる。これらはいい分に入られるに違ひないが、書き出す分に入られるに違ひない。私は思ふが、その他にも学習雑誌が市販されておるのであります。これらはどうされるのであるか、二つ今出版社の例を引きました。その分はあげられるが、その他の分をどこまで書き入れられるか、これが一つの質問です。今の質問者は山崎委員でありますから、私は関連だが、ここでも一つ質問を提起いたしますが、教師よりも教育委員会の方がその能力がありとされるその根拠いかん。御答弁を聞いておると、これが有効適切な教材であるとすると、その最終の判断の権限も責任も、教育委員会にあるのだ、さう言われるのだが、教師よりも教育委員会が、いい権限がなければならぬのだ、その方がすぐれておるのだとされるその根拠を伺いたいと思ひます。関連で大へん失礼ですが、あとは返しすから……。

○清瀬國務大臣 私はアカハタという新聞がいいと言つたことはございませう。また悪いと言つたこともないのです。しかしながら、あの地方の父兄はアカハタを教材に使うことは悪いと考へる。先生は現にお使いになつたのが京都の旭ヶ丘事件でございませう。さういふ趣旨の説明を、今日の朝いたしました。それゆゑに教材の選択というこ

とは、やはり委員会をやつておけば、この問題は起らなかつただらう、すなわち、新聞なども一つの教材だから、その指定の仕方は、新聞にも一つの性格がありまうから、これこれの新聞は届出をしないといけないぞといったやうな規則でもできるんじゃないかと申し上げたのであります。それから小学館その他の学習の雑誌、印刷物についても、私は、あれがいい、これがいいと、ここで申し上げたことはございせん。さういふことは、各教育委員会の良識によつておきめになることと思ひます。山崎さんのおつしやる通り、酒屋へ二里、さういふ屋へ三里という所もございませう。それゆゑに委員会、こにやるのであります。一律にいつて、今、文部大臣がこんなものはいんだなんて言う時期でも何でもございませんで、教育委員会の良識によることとございませう。それからまた最後のお問ひの、先生と教育委員会と、どつちが一体必要適切な判断をする力があるんだといったやうなお問ひであります。が、それはどちらの人が見識があるかといったやうな比較論ではなくして、教育委員会は、わけても本案では第二十三条の職責があるのです。この職責を遂行するためには、教材などは、教育委員会が原則的な定めをする方がよからう、さういふこととあります。

○辻原委員 関連して……。まことに重要な点でございませう。高津委員が触れた点、山崎委員が触れた点について、二、三お伺いをしたいと思ふのであります。先ほどから大臣の答弁、それから局長の答弁を聞いて参りますと、あたかも教材に対する取扱の権限が、初めから教育委員会の権

限に属させることが最も教育上正しいという觀念の上に立つておる。逆論いたしますと、實際の教育内容を扱う教師には信頼が持たないということでありませう。さういふ觀念の上に立つておりますから、従来の教育委員会法を見ましても、教材の取扱いという形には明示されておりませぬ。教育内容という形において、概括的、基本的な規定だけが、従来の教育委員会の権限として置かれておる。私はここではっきりお伺ひしておきたい一点は、先ほど教育委員会にやらせるんだから、それが地方の事情に即した教育になり、また分権的な教育の趣旨だといったやうなことを説明もし、また与党席からさういふやうなヤジも出ておりましたけれども、私はさうは考へない。それは、教育委員会は教育行政の機関である。現場の教育者は、教育内容を実践する立場にある。この職務内容の分析がきわめて不明確なために、あなたの方の答弁が出ておるわけです。教育行政というものと、それから教育内容の実践というものは相関連するものだけれども、主たる職務というものは、分析をして考へなくちゃならぬ。教材はいずれに帰属するかといへば、今日までやつてきた教育は、少くとも教材というものは、個々一つ一つの、さういふものが教材であり、あつたものが教材ではないといふことではなしに、その教育実践をする場合に必要となるもの、先ほどから二十一条の説明で言つてゐる、その教育に必要なもの、さうしたものが教材であつて、その教材を通して、教師の持つ力、教師の持つ人格を通して教育が行われるということが原則である。さういふやうに考へて

と、やはり委員会をやつておけば、この問題は起らなかつただらう、すなわち、新聞なども一つの教材だから、その指定の仕方は、新聞にも一つの性格がありまうから、これこれの新聞は届出をしないといけないぞといったやうな規則でもできるんじゃないかと申し上げたのであります。それから小学館その他の学習の雑誌、印刷物についても、私は、あれがいい、これがいいと、ここで申し上げたことはございせん。さういふことは、各教育委員会の良識によつておきめになることと思ひます。山崎さんのおつしやる通り、酒屋へ二里、さういふ屋へ三里という所もございませう。それゆゑに委員会、こにやるのであります。一律にいつて、今、文部大臣がこんなものはいんだなんて言う時期でも何でもございませんで、教育委員会の良識によることとございませう。それからまた最後のお問ひの、先生と教育委員会と、どつちが一体必要適切な判断をする力があるんだといったやうなお問ひであります。が、それはどちらの人が見識があるかといったやうな比較論ではなくして、教育委員会は、わけても本案では第二十三条の職責があるのです。この職責を遂行するためには、教材などは、教育委員会が原則的な定めをする方がよからう、さういふこととあります。

限に属させることが最も教育上正しいという觀念の上に立つておる。逆論いたしますと、實際の教育内容を扱う教師には信頼が持たないということでありませう。さういふ觀念の上に立つておりますから、従来の教育委員会法を見ましても、教材の取扱いという形には明示されておりませぬ。教育内容という形において、概括的、基本的な規定だけが、従来の教育委員会の権限として置かれておる。私はここではっきりお伺ひしておきたい一点は、先ほど教育委員会にやらせるんだから、それが地方の事情に即した教育になり、また分権的な教育の趣旨だといったやうなことを説明もし、また与党席からさういふやうなヤジも出ておりましたけれども、私はさうは考へない。それは、教育委員会は教育行政の機関である。現場の教育者は、教育内容を実践する立場にある。この職務内容の分析がきわめて不明確なために、あなたの方の答弁が出ておるわけです。教育行政というものと、それから教育内容の実践というものは相関連するものだけれども、主たる職務というものは、分析をして考へなくちゃならぬ。教材はいずれに帰属するかといへば、今日までやつてきた教育は、少くとも教材というものは、個々一つ一つの、さういふものが教材であり、あつたものが教材ではないといふことではなしに、その教育実践をする場合に必要となるもの、先ほどから二十一条の説明で言つてゐる、その教育に必要なもの、さうしたものが教材であつて、その教材を通して、教師の持つ力、教師の持つ人格を通して教育が行われるということ

と、やはり委員会をやつておけば、この問題は起らなかつただらう、すなわち、新聞なども一つの教材だから、その指定の仕方は、新聞にも一つの性格がありまうから、これこれの新聞は届出をしないといけないぞといったやうな規則でもできるんじゃないかと申し上げたのであります。それから小学館その他の学習の雑誌、印刷物についても、私は、あれがいい、これがいいと、ここで申し上げたことはございせん。さういふことは、各教育委員会の良識によつておきめになることと思ひます。山崎さんのおつしやる通り、酒屋へ二里、さういふ屋へ三里という所もございませう。それゆゑに委員会、こにやるのであります。一律にいつて、今、文部大臣がこんなものはいんだなんて言う時期でも何でもございませんで、教育委員会の良識によることとございませう。それからまた最後のお問ひの、先生と教育委員会と、どつちが一体必要適切な判断をする力があるんだといったやうなお問ひであります。が、それはどちらの人が見識があるかといったやうな比較論ではなくして、教育委員会は、わけても本案では第二十三条の職責があるのです。この職責を遂行するためには、教材などは、教育委員会が原則的な定めをする方がよからう、さういふこととあります。

と、やはり委員会をやつておけば、この問題は起らなかつただらう、すなわち、新聞なども一つの教材だから、その指定の仕方は、新聞にも一つの性格がありまうから、これこれの新聞は届出をしないといけないぞといったやうな規則でもできるんじゃないかと申し上げたのであります。それから小学館その他の学習の雑誌、印刷物についても、私は、あれがいい、これがいいと、ここで申し上げたことはございせん。さういふことは、各教育委員会の良識によつておきめになることと思ひます。山崎さんのおつしやる通り、酒屋へ二里、さういふ屋へ三里という所もございませう。それゆゑに委員会、こにやるのであります。一律にいつて、今、文部大臣がこんなものはいんだなんて言う時期でも何でもございませんで、教育委員会の良識によることとございませう。それからまた最後のお問ひの、先生と教育委員会と、どつちが一体必要適切な判断をする力があるんだといったやうなお問ひであります。が、それはどちらの人が見識があるかといったやうな比較論ではなくして、教育委員会は、わけても本案では第二十三条の職責があるのです。この職責を遂行するためには、教材などは、教育委員会が原則的な定めをする方がよからう、さういふこととあります。

参ると、これは何も委員会で作るといふことが分権であるとか、自立性ある民主的な教育であるとか、そうでない現場の教師である場合に、これは民主的でなくなるという議論は出てこないはずであります。これは誤りであります。私の見解に対して、大臣の見解はどうですか。

○清瀬國務大臣 先刻申し上げました通り、教育委員会の性質からくるのでございませう。先生を不信任というんじやないのです。第二十三条をござん下さいますという、第五号には「学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。」第六号には「教科書その他の教材の取扱に関すること。」こういうことが委員会の仕事の一つであります。これは今開始したことじやなくして、今行なっております教育委員会法にも、四十九条の三号には「教科内容及びその取扱に関すること。」これにやはり教材は入っておりますと考へられておるのでございませう。それゆゑに、この職務を遂行するということについては、過去数年間の経験からして、印刷物のほかに、テレビもあれば放送もある、新聞もほとんど出る、この状態において、今世間の父兄は、あるいは子供が漫画などを見て大へん悪くなったという訴えも、ひんびんと私どもの耳に入るのであります。先刻から例に出ております某新聞のことも訴えらるるんであります。また学校に関するいろいろな事件が教材と関連いたしておりますから、教育委員会が完全にその職務を発揮するためには、やはりこれはそうこまかいことを言つておるのではないのです。原則的、基本的の事項につい

て、やはり教材についても目を光らしてもらいたい、こういうことなんです。私はまことに親切な法律家と思つておるし、世間もこれを賞賛しておるのであります。

○辻原委員 世間が承認しているかどうかは、これは輿論に徴して見ればはつきりわかるんですが、抽象的に申し上げますと、この規定くらいおそろ今後教育に、教師をして全くあやつり人形のような、しかも機械的に自分の人格を通して、自分の能力の範囲において教育をやつていこうというよきな意欲を減殺させる規定は、私はな

範囲に、この程度のものであらうという意味でこれを出したのか、一体どちらなのか。その点いかがでしょう。

○緒方政府委員 御要求によつて資料を出したんですが、これは教材として使用されるものの例でございまして、必ずしもこれについて各委員が基本的な事項としてこの三十三条の第一項の規則を作るであらうという意味じやございませう。これは教材といたしましてこういうものが使用されることになるという例として出しただけでございます。

○辻原委員 それでもなおわからぬのは、三十三条の一項は今大臣も言う通り、「基本的事項について、必要な教育委員会規則を定める」というふうな書き方であるわけですが、そうすると、きこの説明によると、この必要な事項というものは、範囲を定めることも必要事項なんだ、こういうふうな言つておるんですね。だからその立案者の意図する必要な事項というものの内容を明らかにしていただかないと、これはどういふ形にあなた方が教材の取扱を制約、制限しようとしておるのかという意図が明瞭にわかりません。だから、きのう申し上げたように、その通り条文を読むと、基本的な事項に關して必要なものは、届出をさせるということとを委員会規則で定めるというのが基本的な問題の必要事項ではないかというのが、これが常識的に考えられるこの法律の解釈であります。ところがそうじやないんだ、全部をやらせるんじやないの、その必要な事項というものは、第二項にかかつておる届出をさせる、しなければならぬという、その規定と同時に、そ

から、それらについて規定をすると存じます。

○辻原委員 委員会がきめますからではわからないのです。こういうことが必要だからこういう法律をあなた方は作ったのでしよう。その場合に教材の取扱ひ方について必要があるということになれば、一応何々ということは想定できるわけですが、その中で委員会の権限にゆだねておるとなれば、取捨選択をすべきものはあり得る。想定されるものとしてはかくかくの事項だということとはあなた方の頭の中になければならぬ。そこで基本的な事項の解釈は、人によつていろいろの解釈をする。私は最もシンプルに、基本的な必要事項といへば、第二項の届出をさせ、承認を受けさせるというそのことが最も必要なんだ、それを委員会規則で定めさせるのだ、こういうふうに私は解釈する。しかしあなたの説明を聞けば、それ以外に範囲もきめさせるのだ、こういう。範囲も基本的な事項だということになると非常に具体的な問題になる。われわれは範囲というものは必ずしも基本的な運営の問題じやないし解釈する。そうなれば、そのほかにそれに類似したようなことがいろいろ出てくるだろうと考へられるわけだ。そうすると、法律にいう基本的な事項といふことは、必ずしもその言葉通りに当らなくなる。そうすると解釈の幅というものは非常に広がるわけだ。そこで立案に當つてはその点を十分解明しておく必要があるから、そこで範囲は必要な事項だということから、そのほかに何かあるかということとを、もう少し具体的に説明していただきたい。

○緒方政府委員 これは三十三条一項の規定をごらんになればおわかりのよう、学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他の学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項」でございます。教育委員会が所管する学校その他の教育機関について、管理運営の基本的事項を定めるところが、この趣旨でございます。この教材につきましても、この教材の取捨選択、あるいはそれを使用することにつきましての基本的な方針というものが、教育委員会として立つわけでございますので、それを定めるのは、この管理運営の基本的事項の一つに入ると考えております。その際に、教材の届出をさせ、あるいは承認を受けさせる規定をこの教育委員会規則の中に設けてその範囲を定める、こういうことでございます。

○辻原委員 まだわからない。教材について範囲を定めるといふ基本的事項——届出をさせるといふこと、範囲を定めるといふこと、この二つのことはここで言う基本的事項の必要ないというこの条項の内容だとあなたは言うのですが、そのほかにどういふ点が教材についての——基本的な基本的なと言ふが、そのほかに何かあなた方が立案者として想定されたものがあるかどうかという、その二つだけならば、二つだけというふうに言ってもらえば、教育委員会規則で将来定まるであろう問題の基本がわかってくるわけですか。しかしそれがわからない。そのほかにあるのかないのか明瞭にしたい。取捨選択に関する基本的事項というのは一体何ですか。

○木田説明員 ちょっと具体的な一、二の例を御参考までに申し上げてみたいと思ひますが、たとえば今視聴覚教材の利用のためにも、各学校共通で使えるような教材の利用組織というものを作っておるのでございます。それをどのようにして育成するかということ、教材を豊富にいたしますために非常に大きな問題とされております。個々の学校ごとに映画フィルムを購入するとか、スライドを置くとか、あるいは録音テープを整備するということ、実情からみまして効率的ではありませんので、各学校が共同でそういう教材の利用態勢というものを作っておるわけでございます。それらの各学校個々に使う教材についてだけではなく、ただいま申し上げましたような共同で利用する場合にどういふ利用の形態を作つたらいいか、どういふ工合に各学校の希望を持ち寄つて教材を購入したらいいか、それを整備する方法、共通で利用するための利用の方法、それらのことにつきまして、教育委員会が積極的な指導を加え、管理方式を規定するということは、それぞれの実情に応じ必要が起つてくると考えておるのでございます。そのほか地域の実情によりまして、各学校がいろいろ教材を利用します場合の方法等についても考えられることでございますが、具体的な例として、ただいま申し上げましたようなことを御参考に供したいわけでございます。

○辻原委員 そうするとそれは教材の共同利用に関する、これが基本的な事項の中に加わつてくるというわけですね。

○木田説明員 それは地域によつてやはり異なると思ひます。たとえば……

○辻原委員 「そういうことはいいいのだ」と呼ぶ。それは教育委員会が教育振興のために、そういう態勢を教材等の取扱いの基本的な方針として、視聴覚教材を豊富にするためにこういう運営をしようという判断にかかわるものと考えております。

○辻原委員 そのほかにありませんか。

○木田説明員 そのほかには先ほど局長が包括的に申し上げましたけれども、教材購入の場合にたとえば一定の料金の限度を置くとか、あるいはその料金の限度をこえるものについては届出、承認にかかわらしめるとか、そういった基本的な教材利用の方針というもの、三十三条一項の規則で書かれてくることと考えております。

○辻原委員 だんだん聞いていきますと、ここに書いてある法律の条文とはだいぶ意味合いが違ふ。ここに書いてある意味合いは、運営に関する基本的事項——基本的事項の解釈にもよりますけれども、常識的に解釈すれば、教材というものを届出制にするかしからざるか、あるいは承認を求める事項にするのか、単なる届出にするのか、こういった事項は、これは確かに基本的な問題だと思ふけれども、しかし教材購入に関する料金云々の規定までこれを委員会規則で定めるといふことになれば、これは基本的事項の範囲よりも、むしろ全く具体的な、基本的事項ではなしに教材の取扱いに関する必要ならぬ諸条件というものをきめられ得るわけなんです。その点はどうか。大臣の御答弁を求めます。

○清瀬国務大臣 それはよくわかつておること、管理運営の基本的事項で

あります。ある教材を使用するのに費用を要すれば、やはりこれは管理運営で、このうちに入るものであります。何れも原案を広げて木田君が答えたのじゃありません。この範囲内で答えておるのです。(加藤(精)委員「明快」と呼ぶ)

○辻原委員 加藤氏の言うように、まことにこれは明快であつて、この条文においては、そこまゝ規定まで行政機関である教育委員会であるのになしに、いよいよ解釈すれば、一応の届出というように検閲制はとつておるが、そのほかの点については、ある面においては実際の教材を取り扱う教育者の側に裁量をゆだねておるといふふうに考えられない向きはない。ところがだんだんそう思ふていきますと、今大臣の答弁にもあつたように、むしろ基本的事項といふことには何らのウエイトがなく、何らの法律用語的な価値を有せず、管理、運営の万般におつたつて必要なものをきめるといふので、すから、これはきめようと思へば、どんなに具体的事実だつてきめられ得るという法律である。そういたしますと、私は将来の参考に、あなた方立案者が想定された例をあげてもらつたのだけれども、さらに今晩家へ帰つて頭を冷せば、こんなこともあつた、あんなこともあつたといふことも出てくるかもしれない。また地域の実情としてゆだねられた、事教材に関するどんなことであつても、この法律においては委員会規則に作つてよろしいということになる。問題はそこなんです。最初に私が申しましたように、教材の取扱といふものは、これは人間のやることですから、その主観という問題が伴うので、間違ひもままあるけれども、し

かしそれは教員の良識と、また学校の運営責任者の校長という立場にゆだねて、そして誤まりなき運営をしていくのが、これが教育の実践である。それを事ここまにきめられる余地——きめるかきめないか、そんなことを言つてゐるのじゃない。あなたが言うように委員会がきめるといふのですから、だからきめるかきめないかは言つてない。きめられ得る余地を法律が持つてゐるということになれば、最も極端な例をあげれば、細大漏らさずその委員会が、これは三人委員会でありましようとも、五人委員会でありましようとも、一応合議制であつてもこれはやはり主観なんです。行政機関の考え方は違います。いかに悪いことを言ふのじゃありません。そこが、こういう徹底した形においてきめてやろうとするならば、学校の教育において、教育者が教材を自由に取捨選択して行へないといふような場合がまゝ起つてくるというこの事柄は、現在の教育の方向に對してきわめて大きな影響を与えるということ、これは事実でございます。大臣、この点については何ら心配要らないとおつしやいますか。

○清瀬国務大臣 教材の取捨選択は、あなた方おつしやる通り大きな影響を及ぼすから大切にしておるのであります。大きな影響を及ぼさなかつた。この規定は要らぬのです。大きな影響を及ぼすことは、あなたのお説の通りです。しかしながら今回の法規の建前は、やはり先刻指摘いたしましたように、案第二十三条で教材の取扱ひ、これが自然学習、生徒指導にも関係いたします。こういうことを教育委員会にまかそうという建前なんです。私は現

在の教員諸君、先生諸君が悪いからこれをやるなんという考えは少しもありません。けれども今の教育の立て方が、学校内であるいは薫陶、あるいは教化の任に当ります現場の教員のほかに、教育委員会という意識の人をもつて合議機関でやろうという建前になっているのであります。これが悪いのだというのなら、この根本の、この案そのものが全部いけないということになります。(加藤(精)委員「明答」と呼ぶ)

委員会を残そうとなさった趣旨からいって、かほどの重要な問題を、さして心配はないと言われることについては、これはまことに失礼な言い分でありますが、私は大臣の良識を疑わざるを得ない。

もう一つ、私もこれは非常に困った問題だ、何か妙案がないかと思つて、この間も大臣に質問した不良文化財の問題でもそうです。手つとり早くいえば、今あなたがここで書かれたような趣旨からいえば、これも届出制にし、検閲制にすれば、むしろけつこうだといふ理論に通ずるのです。映画も検閲、図書も検閲、放送も検閲、これが一番手つとり早い方法だということになるのです。これらはすべて学校教育でなければ、国民教育に至る影響を与えるものではないかと思つて、同時にまたその中に含まれる学校教育に至る影響を与えて、その影響はいい面と悪い面とがあるのだから、あなたがそういう悪い面を感じてやろうということであらば、この法律の趣旨でいくと、そういう検閲も決して行き過ぎではないという議論になる。この問題が実に重大な問題だと私は考えておるのである。しかしこういうことは議論になるから申し上げません。また申し上げても、あなたは提案をされた方だから、よもやそれを承認はなさるまい。そこで私は関連でありますのでこの点は言いませんが、きわめて事務的な事項についてのみあと一、二点だけ指摘しておきたいと思ひます。

話を前に返して、私はきのう、あなた方がこの法律の範囲をきめると言うから、その範囲に含まれるであろう教材というものは何か、こういうふう

に質問をし、またそれを一つ列挙して出してもらいたいという要求に基いてこれは出されたものだ、こう解釈するのです。それは間違いありません。

○緒方政府委員 今お話の趣旨と少し違つてございまして、これは教材として使用されるものの例として出したのでございまして、三十三条第二項の規定を作られる場合に、これらのものが問題になると思ひますけれども、これだけが対象になつてそういう規定が作られるという意味じゃございません。教材は、これは非常に広い範囲でございまして、その一部をここに掲げたのでございまして、全部掲げると言われましても、それは不可能でござい

○辻原委員 「必要な」という場合には、これは全体を総括する場合もある。だから極端にいえば、全部も規定する場合もあり得るわけですね。しかし立案者としては、教材として使用されるようなものはこの程度のものだ、こういう考え方で規定されるかされないかは別として、一応教材として現に使用される、また今後使用されるものはこの程度だ、こういうような考え方で提出をした、こういう趣旨ですね。

○緒方政府委員 教材として使用されるものは、これに掲げましたほかにもいろいろあると存じます。これは部類の仕方もいろいろでございまして、これが全部だというふうにおとりなされては少し違つてございまして、一つの例として差し上げた、こういうことでございまして、そこは御了承願ひます。

○辻原委員 そうしますと、きのうの御答弁によると、積極的のひな形を作つて地方に示すことはございませ

に、これは非常に広い範囲でございまして、その一部をここに掲げたのでございまして、全部掲げると言われましても、それは不可能でござい

○緒方政府委員 もちろんこの法案が成立いたしました時点には、その施行について、いろいろ解釈等につきまして地方に示すことはございまして、これはその法律ができました、その法律の施行のあやまちなきを期さなければならぬと考へます。これにつきましても同様に考へております。従ひましてこの三十三条に対する説明といたしましても、十分いたさなければならぬと考へます。その際には、先ほど米御質問があつて答えておりますように、これが成立いたしました場合には、立案者として考へておる法の解釈を十分徹底させたいと考へます。その内容は答弁で申し上げております通りのことを考へておる次第でございまして。

○辻原委員 私の尋ねておるのは、先ほどの法解釈ではなしに、教材の範囲としておそれるような疑問が起つてくるだらうと思ふ。全部といったって先ほど山崎委員が言つたように、極端

に、これは非常に広い範囲でございまして、その一部をここに掲げたのでございまして、全部掲げると言われましても、それは不可能でござい

○緒方政府委員 今お答えいたしましたのはそれにお答えしたつもりでござい

○辻原委員 その趣旨はよくわかつて

に、これは非常に広い範囲でございまして、その一部をここに掲げたのでございまして、全部掲げると言われましても、それは不可能でござい

○緒方政府委員 今お答えいたしました

○辻原委員 その趣旨はよくわかつて

ませんね、と私は念を押しておるので
す。こういう具体的な列挙は、いかな
る形においても指導はいたしません
か。これは大臣、どうなんですか。

○清瀬國務大臣 問いに対する答えと
しては、現実の問いがないと正確に答
えられませんが、また答える人
の地位、心持にもよりますけれども、
教材という意味はどういう意味だとい
う問いがありましたら、学校教育法第
二十一条の二項で従前教材といたした
のと同じこととあります。もう一つ詳
しく言えば、全部はあげられませんが
れども、きょうお配りしたこういうも
の、そしてこういうものに類するもの
であるという答えはするだろうと思
います。

○辻原委員 やはりこれは聞いてみな
ければわかりません。局長の答弁を
私、まるのみに信用しておるとんて
もないことで、私の質問の方向も変っ
てくる。局長は、法律の趣旨は地方で
おきめになるのだからそのようにやっ
てもらいたいということで、地方の自
主性に対して善意であらうと悪意であ
らうと、その決定を促すような指導は
いたしませんとおっしゃる。ところが
大臣は、そういうように問い合せてく
るならば、学校教育法第二十一条の二
項に基いた教材の範囲で、たとえばこ
の刷りものにあるようなものを具体的
にあげておっしゃる、それは間違いに
ございませぬね、指導の場合具体的に
あげられるのですか。

○清瀬國務大臣 それが、具体的に問
いがないと、仮定で答えるとはよくない
と私が始終言うのはそういうことなの
です。ただ、かりに「教材」という二
字がどんなものだという問いがあった

とすれば、教材ということは今までの
法律にある、二十一条二項に書いてあ
るのと同じ意味であります。さらに向
うから、しからば少しでもいいから例
をあげてくれと言ったら、こういうも
のはそのうちに入るといふことなので
ありまして、およそ仮定の問いにつ
いて答えるとは非常にまどろっこしくな
ります。問う人の立場にも言葉にも、い
ろいろなことと適切に答えて上げなけ
ればなりません。教材とは何ぞやと
いう人はなかならうとは思いますが、か
りにそういうことを言ってきたら、私
は二十一条二項を見よ、こういうので
す。

○辻原委員 仮定の質問の方がよりお
わかりやすいだろうと思つてあげたの
ですが、(「ちつとも仮定じゃない」と
呼ぶ者あり)これはちつとも仮定じゃ
ないの、逆にお伺いすれば、教材に
関しての指導と助言という形の極限は
どこだと言え、この法律に基いた教
材の取扱ひについての指導と助言をや
る場合の最大限の具体的な内容とい
うものは何か、こういうようにお伺い
すれば、仮定の問題だからといって拒否
される、そんな理由はないと思いま
す。そこではっきりしたことは、指導と
助言ということになりませんか、ないし
は回答ということになりますか、い
ずれにいたそうとも、こういう形のもの
が少くとも五千に及ぶ教育委員会に何
らかの伝達機構を通じて流れていくこ
とだけは、これは実際問題として、起
るとは言いません、起りそうです。そ
れによつて地方の教育委員会規則とい
うものが定まる、こういうことが事実
上行われる。それは結果としては、
あなた方は教材というものは、委員
会の自主性と言ふけれども、実際問題と

たので、それで書いたのでありますか
ら、同じ意味になります。

○辻原委員 そうすると大体ここで範
囲を定める、その範囲について、もし
文部省が指導と助言を行うということ
になれば、ここにかかつておる具体的
な教材の範囲までくらは文部省は示
すということになる、そういうふう
に受け取つて差しつかえありませんか。

○清瀬國務大臣 指導助言ということ
は別ですよ。ただ「教材」という二字に
ついて意味いかんという問いがありま
したら、教材というのは従前の法律で
いへば二十一条二項の通りでありま
す、あなたもそれを知つて教員になつ
ておられるのだから、御承知でしょ
う。しかしもう一ぺん繰り返して、そ
れならせめて一つでもいいから例を
あげてくれと言つたら、やっぱりこの例
をあげていいと思ひます。

○佐藤委員長 辻原君、簡単に願いま
す。

○辻原委員 時間がありませんのでそ
こまでにとどめ、これをどう取り扱
うかということはこの次に回しておき
たいと思ふのであります。

しては委員会の自主性にあらずして、
少くとも文部大臣の、今度の法律がで
きて、指揮監督というものが動いてま
ず定められるというところが一つの大
きな問題がある。その次の段階は、教
育委員会は三人の合議制の機関であ
りますから、教育委員会として果して正当である
かどうかについての問題がある。それ
から今度は実際の個々の教材のそういう
届出とか承認という事柄、これが教育
上いかなる悪影響を及ぼすかというこ
の次の問題が起ります。従いまして、
この項は条項はきわめて簡単でありま
すが、内容はまことに広い。これはす
べての検閲制度の先驅を開くものとし
て十分な審議を今後続けたいかたけ
ればならぬと思ひますので、本日はき
わめて簡単にいたしました私の関連の
質問を終ります。

○佐藤委員長 はかに小林、小牧両委
員より関連して質問を行いたい旨の申
し出があります、だいたい時間が経過
いたしましたので、午後これを行
うことといたします。午後一時四十
分より再開いたします。

午後二時八分開議
○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議
を開きます。

午前八時山崎委員の質疑に関連して登
壇を求められておりますので、これを
許します。小林信一君。

して、よほど考えていただかなければ
ならない問題があるのではないかと。要
するにこの法案のそれが根拠ともな
り、今後の運営方針ともなるわけでご
ざいますので、その点を文部大臣にお
尋ねをしたいのでございます。それは
教育の上で教材というものが決して私
は決定的なものではない、教材よりも
その教材をいかに取り扱うかというこ
とが、教育の一番重大問題だと思ふの
であります。もちろんその根拠となる
ものは、教師が指導しようとする積極
的な意欲に燃えて、熱意と努力を傾注
して、しかもそこにみずからの責任を
自覚する、こういう教師の教育的な態
度があつて、初めて教育といふものは
成り立つわけなんです、その意欲を
持った者が、あらかじめこういう教材
を取り扱おうとして、一年の当初に
當つてこういう教材を取り扱いますと
いう準備をすることもあつて、しよ
うとすることは常に児童の批判力を高
めようとするような気持で教材という
ものを採る態度も、私は教育上非常に
要だと思ふのです。それはいわゆる社
会事業といふようなものでございま
す。そうすると、必ずしも用意してお
らない教材というものも取り扱わな
ければならぬわけなんです。またその教
材を取り扱う場合にも、児童が一つの
事象にぶつかつて、ある一つの刺激を
受けておる、その瞬間において取り扱
うということが最も効果的であると思
ふのです。それが時間がたつてあとに
感激とか刺激とかいふふうなものにな
くなつておるときに教材を取り扱つて
も、むしろ意味がないと思ふのです。
してみれば、教材というものは、先
ほどの質疑応答の中に大臣のお述べに

午後二時八分開議
○小林(信)委員 先ほどの三十三
条をめぐる質疑応答を聞いておつた
のですが、大臣にこの点、教育行政を
つかさどつていただくという立場から

午後二時八分開議
○小林(信)委員 先ほどの三十三
条をめぐる質疑応答を聞いておつた
のですが、大臣にこの点、教育行政を
つかさどつていただくという立場から

なるような教育上の価値、位置というものは、私はもつと教師の取扱ひ方、熱意、そういうふうなものに置かなければならぬと思うのでございます。してみれば、この三十三条の二項にあるような規定を設けた場合には、先ほどの応答から受けたところの印象では、生きた教材にもならないし、教師の情熱をわかすとか、指導的な意欲というものが盛り上がるというふうなことはならない。もし無届でもって扱ったような場合に、それが委員会の意向に反するようなことをおそれて、年度最初にきめた教材というものを取り扱って終つてしまふというふうな形になつたら、いよいよ教育というものは冷たい、意味のないものになるんじゃないか。従つて私は、この法律を作つた人もおそろく作つた人といへば大臣ですが、教育的な理解を持つてお作りになつたと思うのですが、私はこの第二項は、おそろく当初はなかつたのではないか、あとからつけ加えられたような、蛇足のような感じがしてならないのですが、今のような私の考えで教育というものがもし成り立つとするならば、私はこういう条項というものは全然入れない方が、かえつて教育の効果を上げることができ、こういうふうな考え方です。つまり教育の効果の上げ方という問題についてもう一度大臣の御意見を承りたいのです。

それから第二の問題といたしましては、この条項が何ゆゑ必要であるかという中に、第二十三条の教育委員会の権限のところ、教材という問題も出ておるとか、ほかにもどういふ条項もあるとかいふ大臣は御説明をなさつて、だからそれを規定するところの教材そのものに對する条項も必要だと言つてますが、私は逆なんです。そういう教材に對して教育長がどういふ指導、助言をすることができるといふ条項があるから、こういう特別なものを講出す必要はない。もし大臣のおっしゃるような法律論的な考えでいくならば、きのうあたり問題になりましたように、この教材なるものを全部附則か何かで網羅して、かかるものが教材であつて、これは届出なければならぬというところまで細分化しなければ意味がないわけなんです。やはり教育委員会のあり方から考へて、第二十三条のような条項を持てばそれでいい、私はこう考へるのですが、大臣の御意見を承ります。

○清瀨國務大臣 物事は、いかなる場合でも、利益と、またその反面の不自由さはあるのであります。小林さんも教育についてみずから御体験でございしますが、なるほど敏速活発に、生きた教材を即刻使つていくことは非常に印象的で、子供によく熱情を持つて教えられることはお説の通りでございします。そういう利益もありますが、またしかし本日もしから申しましたのが、少くとも父兄において異存のあるような新聞を使つて大騒動を引き起した事件もあるものであります。そこで、教育委員会の良識に待つて、これも、教育委員会は悪いことをするものだとか初めから考へちゃいけないんで、やはり人格高潔で、教育、文化には識見を持つておる人、それが一定の基準をこしらへるということ、あなたが排斥すべきものではない。先年以來私も、あなた方もそうですが、選挙区を持ち、多数の人に交際をしておりまするが、教科書も教科書だが、あの教材もどうかならぬものだらうかという声は非常に聞くのです。事例をあげると非常にいけませんけれども、山口日誌です、あれに南朝鮮が北朝鮮へ攻めて入つたのだと書いてある。どうもこういうことはどうだらうかという声を聞くのです。けさからも申し上げました通り、いい新聞が悪い新聞か知りませんが、いい新聞でも、アカハタを教材に連続して使つたということが、旭ヶ丘事件の発端でございします。そういうことがありまして、教科書だけを言わないで、教材の方も届出たり、また場合によつて、高いものを買出すといったようなことは父兄に負担をかけるから、何かその規定をしたらどうだらうかというので、しかし私も国の法律でそれをやるのも行き過ぎだから、教材の取扱ひはやはり教育委員会での土地の地域社会に即したような取扱ひをするのがよろう、かような考へをしたのでございします。小林さんのお説の通り、第二十三条だけで教材の取扱ひについて一定の申し合せなり規定はできるのです。これはなくてもほんとはできるのです。しかしながら大切なことでありますから、明らかにするためにこの規定を置きました。だからあなたのお説の通り、教材自身でないのです。取扱ひが必要なんです。そこでこの三十三条にも、教材の取扱ひその他云々、取扱ひについて管理の基本的事項を定め、こういうことに書いてございします。ただ定めるといふことも、定める中では、届出をさすこと、それから、これは金銭負担のことがおそれあります、委員会承認を受けさせること、常識的に届出も承認も要

らないようなことについては、要らぬと書くか、何も書かないか、そういうふうな格好で、教材の取扱ひが教育目的にかなうように、また地域社会の父兄等のお氣にも召すようなふうによつたらどうだらうか、こういう考へでございします。

○小林(信)委員 大臣のお考へも一応うなずけるのですが、やはり教育という問題はもう少し深く考へていかなければならぬと思うのです。たとえば今大臣があげたような問題を起す教材もあると思ひます。それから学校教育法に規定されてゐるものは、必ずしも正しい教材とか、いい教材とかいふものでなくて、適切とは、それが社会悪といふふうなものである場合もあると思ひます。そういうふうな悪の面もよい面もこれは教材になり得るのです。しなければならぬのです。そうすると、今大臣のおっしゃつたようなそういう心配があるかもしれないが、無難な教材だけを選んで、そういう問題になるような教材は選ばないといううなことがあつたら、これはやはり私が当初に申しました教師の積極的な意欲といふものを阻害することが大きいのです。もちろんこうしただけの日本の教育の現状でありますし、問題があります。が、角をためて牛を殺すような結果になつたら大事な教育の効果が減退するわけなんです、その点教材に對しては教師の良識にまかして、指導助言というふうな教育長なり教育委員会の権限によつて見ていくことが私は大事だと思ひます。つまり教材を一つ取り扱つて、その問題ばかりを教育長あたりが注意していればいいということになれば、教育行政というものは何にもなら

ないと思ひます。悪い教材を使つても、その教材をどういふふうに使ふかというその取扱ひ方、教師の心がまえ、つまり思想も傾向もあるでしょうし、工夫創造というふうなものもあるわけなんです。そういう傾向というふうなものについて指導助言をするとか指導監査をするべきであつて、私は教材そのものに問題を置くべきじゃないと思ひます。もしそうなつたら半面教材さえ承認されればいいんだということになつて、生きた教育をするのでなく、死んだ教育をする結果になると私は思ひますが、この点大臣としてはどういふふうにお考へになりますか。

○清瀨國務大臣 今のお問ひも前の問ひの続きでございしますが、ここにこゝあるからと申しまして、あなたのおっしゃる無難なものまでみんな届け出る、許可を受けると書くつもりじゃございませぬ。また書いてもらつてもりじゃございせんので、必要な教育委員会規則を作るというのでありますから、ある場合には届出をせよといつておつても、ただしこういふものにはそれに及ばぬという書き方もあるまいし、それは教員が適宜選別せよといふこともありましようから、それはその内容いかんによるのでありまして、やはり教材は教科書と相並んで、教科書の方は検定もし、採択もし、非常に丁寧にやつておるのに、教科書でないといふのもそろゝわぬことじゃあるまいか。しかし何もかも文部省でやるということとは今の世の中の議論に沿ひませんから、やはり地域社会に沿つてこの

くらしいことを教育委員会がする。この合議機関をわざわざ立てて、乏しい日本の地方財政からわざわざでも俸給も出し仕事をやるのだから、このくらいなことはやるのがいいだろう、こういう考えなんです。

○小林(信)委員　そこまで大臣が言えば、私もそこだけを考えればなるほどと言わなければならぬのです。しかし広い全国の教育委員会でございますし、いろいろな人も出てくるのでございませう。そういうふうな教育委員会のあり方を考えたときに最小限度にこれが使われるんだという前提を考えれば、それは無難でございませう。しかし今私が申し上げましたような教育の真髓といふものを無視するような形になって、これが大きな悪影響を及ぼすこともまた考えられるわけでございませう。従って果してこの条項がなかったならば、ほかに何らこれに対して教育長なり教育委員会なりが注意をしたら、指導助言をする機会が与えられておられないかというのを考えて参りますと、ほかによりつばにあるんですから、こんなことを無理にうたつて、教師がそれじや形だけにしておけというふうな教育に終ることを心配するわけなんです。大臣があくまで最低限度のものだといふお考えになられれば、教育の根本問題も論議する必要がなくなるわけでございませう。先ほどからお話を聞いておられます。主として思想方面あるいは経済的な問題が出ておられますが、私の考えた場合にそのほかいろいろの問題が教材をめぐってあると思うのです。たとえば副読本の程度が高いとか低いとかいう問題もあると思うのです。それが地方の実情に沿つておる

かおらないか、先ほど言われましたが、あるいはそれが地方の経済から考へ、高いとか低いという問題があるのですが、そんなことを取り上げてそういうところまで世話をやかなければ教師に教育をまかせることができないというところになったら、日本の教師といふものはほんとうにラジオの拡声機に過ぎないことになるのであります。そのくらしい判断は教師自身にまかせてよい。そこに日本を再建する教育の大きな責任という問題が生まれてくるのではないか。その場合に出てくる二、三の障害というものの、悪い影響といふものを考へて、そうした大きな目的をなくすといふことは、清瀬文部大臣にあつてはそこを直してもらいたいと企願するものであります。

なおついでであります。この際昨日お伺ひした問題について局長にお伺ひしたいと思ひます。きのう私が機関と申しましたら、時間的の期間に局長はお取りになつて話が合なかつたのであります。ただいま大臣もおつしやつたように、教科書の方は検定もあり、採択機関もできておる。その他の教材についてはそういうものがないから、届出あるいは承認という制度を作つてやる。こういう御趣旨であります。それを了として、これから考へてみますと、きのう申し上げましたように、教科書を採択すると同様に、いろいろ不正の問題も考へなければならぬし、あるいはほんとうに承認といふことが教師の信頼を失うような承認の仕方や認可をしたら問題なのであります。やはり教師以上の良識を持ち、あるいは賢明さを持つてその承認といふものがなされなければ

これは問題なのであります。そういう場合に果して三人の教育委員でよいかどうか、局長はそれは事務職員もいるといふのですが、やはり私は清瀬さんがおつしやる通り、採択委員といふようなものが用意されなければならぬのじやないかと思ひます。そういう点については文部省では考へておらなかつたのかどうか、これをお伺ひいたします。

○緒方政府委員　教材の承認をかりにいたすといふ場合があります。その承認について教育委員だけでは不十分じやないかといふお尋ねだと思ひます。教育委員はこれは午前中の大臣の御説明にもありましたように、教育について意見を有する人であつて、教育を大所高所からながめて、教育方針について指針を与へ、方針を立て得る、こういう人を選ば、こういう建前になつております。従ひまして必ずしもこれは教育の専門家でなくとも、相当教育に対して識見を持つた人が選ばれることになるわけであります。そういう教育委員会の決定によつて、この承認は結局において与えられるわけでありますけれども、しかし私きのう申し上げましたように、何も教育委員の仕事が、原則は五人でありまして、五人の教育委員だけでやるわけではありませぬ。この教育委員会の職務権限といふものは相当広範にわたつております。行政面もございませう、教育内容もございませう、それはそれなりに応じてそれぞれ事務局の組織があり、大きい県について申しますと管理関係の仕事も、指導関係の仕事もちゃんと職員がそろつておるわけであります。

あるいは大きな都市につきましては、これは相当整備いたしております。この教材関係の取扱いは指導関係の職員が担当することになると思ひます。従ひまして、多くの場合、これはそういう専門の教員の研究によつて、十分やつていくことができると思ひます。ただ今もお話になりましたように、三人の教育委員、これは人口の事情によつて少いところもございませう、そういうところではあるいは事務局の内容も貧弱である、事務局の指導関係の職員も十分でないといふところもございませう。そういうところにおきましては、今もお話がございましたように、教育委員会所管内の学校に専門のそういう先生がおられますから、そういうすぐれた先生たちを集めて研究協議会のようなものを作つてそこで十分検討する、こういうことも考へられると思ひます。しかしながら私の方としましては、権限としては教育委員会が承認を与えることは当然だと存じますし、そのやり方につきまして、一々文部省がこうしなさいといふことを、何か一律に形を作つてこれを指導しようという気持は、今のところございませぬ。しかしそれは教育委員会の考へによりまして、指導組織等が十分でないところは、特別な協議会でも作つてやるというところは十分考へられることである、こう考へております。

○小林(信)委員　まず第一に、教育委員会の構成人員の問題をあなたは非常に強調なさつておられるのですが、その人があらゆる階層から選ばれて良識を持つておるといふふうなことをおつしやるが、それだつたら、教科書の採

択選挙も教育委員会で行うわけではしょう。しかし教育委員会だけでは公正な教科書の選択といふものはできないから、実際教科書を扱う人の中から、父兄からもというような希望が非常に出てきておられるわけなんです。そういうような点は別に考へておらなかつたわけですか。とにかくそういうものを文部省があらかじめ考へておくのは非常に行き過ぎである。これは地方の教育委員会が考へるべきことであるといふのですが、この条項を深く考へていけば、これはやはり教科書と同じような扱い方に考へておるわけなんです。それから、それを承認することを承認するといふような場合のことも、私は一応責任上考へておかなければならぬと思ひます。そういう責任が提案者にはなればならぬと思ひます。だからその点で、たとえばどんな理想を持つておられるかという質問をしたわけなんです。今のうちに教だけの問題でいいの、やはり教科書を採択する場合と同じような、構想の大きい小さいはあつても、そういうふうなものが必要になつてくるほど煩雑な問題になりはしないか、こうお聞きしておるわけなんです。

○緒方政府委員　今のお尋ねは、私先ほどお答えしたつもりでございませうけれども、教科書の選定が引き合ひに出されまして、その点について申し上げます。これは教科書法をこれから上げます。これは教科書法をこれから御審議願うわけでありませう、そのときに十分に御説明申し上げませうけれども、このたびの教科書法がとつております採択、選定の方法をいたしましては、一定の地域を定めましてそこで総合的に、統一的な採択をする、こうい

う方式をとっておるのでございます。従いまして、その区域の中に所属する市町村の教育委員会の意見を聞いて、そこに一つの協議会を県の教育委員会が作りまして、そこで選定をする、こういう方式でございます。これは一定の地域におきまして総合的、統一的な採択をするという建前をとりましたので、さような機構を考へておるわけでございます。この教材のたゞいまの問題といたしまして、これは各学校を所管いたします教育委員会がきめる、これが本来の建前だろうと存じますし、教育委員会それぞれの方により、考へ方によつて適当な方法を考へて、その承認を与える方法を考へるべきである、かように考へます。

○小林(信)委員 同じような答弁ですが、教育委員会は右に片寄つても左に片寄つてもいけない、この条項というのは、教育が左に片寄つたり、右に片寄つたりしてはいけないという意味も多分に持つておると思うのです。従つて教育委員会が右に片寄つたり、左に片寄つたりするようなことがあつてはならないし、上から特別な指令がきて、それが教育委員会の判断でしてはいけないと思つた場合には、自分たちはそれを拒否するということも自主的にあり得ると思うのです。そういうふうな教育委員会とすれば、ただ教育委員会は絶対的なものだから、これが承認すればいいということは言つてはいけません。それでは非常に一方的だと思ひます。やはり使用する教師あるいは承認を受けようとする人たちの立場から意見が具申されるような機関を作つてこそ、初めてこの条項が生きてくるのではないかと思うのですが、同

じような答弁しか受けられませんか、この問題はこれで終ります。

それから昨日から大臣及び局長の答弁が非常にまちまちなんです。局長の答弁そのものも一貫しておらないのですが、たとえば「昨日夏休みの友のようでもいいのですか」と言つたら、一冊でもよろしいとあなたは答へになつておる。これは私には何が何だかさっぱりわからない。非常に形式的なものにも解釈される。一冊でもというやうなことならやらなくてもいい。しかしどうでも一冊だけはやつてもらわなければ困る。そうしないと、これは法に違反する。そこら辺がはつきりしない。そうしてきようあたりの答弁を聞いておると、教材と称するものについてではやはり相当なものを届け出あるいは承認を受けなければならぬやうにもとれるのですが、昨日は「夏休みの友」一冊だけでも承認を受ける、それでけつこうですという御答弁であつた。もう少しそこををはつきり御説明願ひたい。

○緒方政府委員 昨日の御質問は、三十三条の第二項の解釈からいふと、その全部を届け出させる、あるいは承認を受けさせるということは必要ない、その一部を届け出させることでもいいのか、あるいは極端な場合には一種類のものを承認を受けるという規定を作つたであつたように記憶しております。これに對しまして、この解釈といたしまして、理論的にはさうに相なりませんが、こつちの御答弁をいたしたわけでございます。それは、ここにございまして、[届け出させ]、又は承認を

受けさせることとする定を設けるものとする。こつちの定めは設けなければならぬわけですね。しかしながらそのどういふものを届け出させ、あるいは承認を受けさせる、あるいは全然その必要はないという判断は教育委員会がいたすわけでございますから、理論的に申しますと、この規定の解釈は、かりにたとえて申しますと、極端な場合にただ一つの種類の教材だけを承認させる、こつちの規定を作つてもいいかというお話でございますから、さうでございますというお答えをしたわけでございます。

○小林(信)委員 その点は了承いたしました。つまり教育委員会の自主性にまかせる、そして必ずしもそれはあらゆるものを使う教材を全部網羅するわけではない、こつちのやうに承つたわけですね。そこでこつちの「使用」といふ言葉がありますが、この「教材の使用」についての限界を御説明願ひたい。子供が勉強するために自分で店に行つて副読本を買つてきて学習に使つておる。あるいは家庭で母親さんやお父さんがこれを使つておる。これも広い教育上から見れば使用なんですね。それから教室というふうな場から考へても、教室で子供が見ているのですから、これは使用ですね。それから先生が実際にそれを取り上げて授業する形でもつて使うというふうな場合、この「使用」といふものは非常に問題があると思ふのですが、これに對する御見解はどういうふうにお持ちになつておりますか。

○緒方政府委員 この「使用」と申しますのは、いろいろ例におおげになりましたけれども、子供が任意にうちで使

うといったようなものを含んでおるわけではございません。学校教育法第二十一条の二項におきましても「使用する」といふ言葉を使つておりますけれども、これは学校教育といつたしまして教室で使う教材、こつちのやうに解釈いたしております。

○小林(信)委員 そつちも、この条項をこつちやつて堂々と掲げる以上は、もう少し明確にしたいと思ふのですが、学校で使うといふことはさうであると思ふのです。教師の責任になるというふうな場合とか、教師の責任にはならないというふうな場合とか、こつちのやうな限界をはつきり作つておかなければならないと思ふのですが、これはまたあとで御研究願つてお伺いすることにいたします。

今度こつちへ出されたこの「使用されるものの例」といふのは、これはごく一部だといふお話なんです。これについて多少お尋ねいたします。局長は、これをあらかじめ学期の初めあるいは学年の初めに届け出ると言ふのですが、副読本はどんなものを使うか、あるいは解説書はどんなものを使うか、あるいはこれは非常に簡単でいいと思ふのです。ところが新聞といふふうなものは、新聞社の名前を届け出ればいいのか、あるいはその中の談といふふうなものをかき出すのか、こつちの邊も、この際でございまして、やはり見解を承つておきたいと思ふのです。それから、新聞などは一応新聞社の名前だけいいといふのであるならばとにかくですが、その内容等に立ち入るといふことはおそろく考へておらぬと思ふのですが、あるいはさうか

もしれぬ場合がありますので、お伺ひいたします。

それから、ここに映画フィルムといふのがあります。いなかの学校ではときどき子供を連れていつて一緒に映画を見せるのでありますが、これは映画フィルムの中に入るのか、あるいはこれは別個に考へているのか、こつちの邊は非常に問題なんです。一々届出をして映画を見せに子供を連れていくというやうなことをやるのかどうか、まずこれだけをお伺ひいたします。

○緒方政府委員 先ほど来お述べになりましたやうに、学校教育活動におきまして教師の教育意欲といふものを阻害するやうなことがあつてはいかぬといふことは、御意見の通りだと存じます。従ひまして、教育委員会におきまして、これらの規定を作ります場合に、その点は十分考慮して作られると私も期待いたします。こつちのやうな新聞とか、あるいはラジオでございまして、必ずしもこれは一々届けなければならぬといふやうな規定を設けるべきものではないだらうと思ひます。ただしかし、場合によつては、教育委員会の考へをいたしまして、ただいまおあげになりましたやうに、学期の初めに教育計画を立てますので、その際にこれこれの新聞を教材として使う、こつちのやうな計画であるといふことを届け出させる方法もあらうかと存じます。その方法につきましては、ただいま私が申しましたやうな心がまえの上で、教育委員会がこれを作られることを私ども期待いたしておるわけでありまして、なお、映画を見せる場合に、これは

る。その場合には、この教師はこの条項に違反したからやめさせてしまえという権限がありさえすれば、教育というものが、成り立つという考えが私はうかがわれるわけです。最終責任、最後の責任、最高責任者というものは、やっぱり私はそれだけに常に教師の動向というものについては実際に見ていなければならぬと思うのです。見ておいて、教材そのものよりも、教材の取り扱い方、取り扱う傾向というようなものに注意をしておいて、初めて最高責任を負うことができるのです。教材の問題を持っていくことは、まことにあなたのおっしゃる最高責任というものを形式的にするものだと私は思うわけです。今のその問題についてのお考えを私お伺いしたいと思うのです。

放送の問題ですが、やはり教材である、これを取り扱う場合には届け出るといふのですが、そこまですれば、どこかの教育委員会では、きょう日本のどこかで放送されておる放送はある場合には否定されることがあり得る、こゝういふに私は予想もされるし、ある場合には、この放送を聞かなければならぬ、こゝういふ放送は聞いちゃならぬという指令によって、教育というものを統制する機会も生まれてくるというふうにも曲解をしなければならぬわけなんです。これは曲解でなくして、すべてこゝういふ法案審議の場合には、最悪の場合も考えなければならぬと思うのです。こゝへ放送と出て、放送局の名前あたりまで一々承認を受けなければならぬというふうになつたら、日本の教育というものは徹底的に縛られていく、こゝういふ印象を受けると思うのです。放送なんかのこゝにつ

いては届出をしなくてもよろしいという積極的な考えをあなたたちの方から出してこそ、初めて教材に対して何か規定する考えをもつとりつぱなものにすることができると思うのですが、どうですか。

○緒方政府委員 あとの方の御質問からでございますが、教育効果を上げるために、教育委員会が、教材がどういふふうに使われておるかということを知る必要は、やはりこれはいふまでもないと思ひます。でございますから、こゝにあがりましたのは、こゝういふものが教材として使われるであらうという例としてあげたのでございまして、これを全部どこでも、届出をさせたり承認させたりするといふふうに考えているわけじゃございせん。今おあげになりましたいろいろなニュース放送等は、おそらく常識的に考えましてもさほど問題にすることはなからうと思ひます。しかし極端なことを申し上げますと、一年生の子供に非常にむづかしい、かりにニュースにしましてもしやうけれども、むづかしい放送を聞かせるというものであれば、それはやはりおかしいんじゃないかという感じもするのでもございせんから……。

○小林(信)委員 そんなばかな質問をしておるのじゃございせんよ。そんなことまで心配しなければならぬのは、日本の教育行政はできませんよ。そんなことは指導助言で簡単にできるじゃないか。

○緒方政府委員 教育効果を上げるための必要からこゝういふ規定を設けることをこの三十三条は規定しておるというこゝを説明いたしておるわけござい

います。極端な事例を申し上げましたのはまことに恐縮でございすけれども、しかし先ほどからこゝういふことを御説明しているということを申し上げたのであります。

○小林(信)委員 これは速記録に載りましたから、この法案を出す日本の政府の教育理念というものがはつきりしたと思うのです。低学年に聞かしているラジオの放送が程度が高いから、こゝういふ法律を作つてこれを取り締まなければならない、適切な教育が行われぬなんという指導助言という言葉はどこにいつているのですか。あなたはそれでも、教育行政に携わる人として恥かしくありませんか。もう一ぺんお伺ひいたします。

○緒方政府委員 今極端な事例をあげて、何と申しますか、御説明の便宜として申し上げましたけれども、法律の趣旨というものは先ほどからお話しておる通りでございす。こゝにあがりましたのは、繰り返して申し上げますと、こゝういふものが教材として使用されますから、教材という範囲はこゝういふようなものであらうか——まだこのほかにもございす。これと限定しておるわけじゃございせん。教材として問題になるのはかようなものであるうか、御了承願ひます。

○小林(信)委員 内容を説明するためには極端な例を取り上げた。隣りにおいでになる清瀬文部大臣は、きのうから繰り返して、あなた方はこゝういふ極端な例を取り上げてこの法案に反対されてこゝういふ極端な例を取り上げないで

す。しかしあなたの言う極端な例は、日本の教育の權威を失墜するものだと思います。こゝういふに私は感じております。

その次に伺ひいたしますが、雑誌という条項がございす。雑誌という種類がございす。今各出版社から出されておるあらゆるものの中から図書館なんか設置される場合に、やはりこれは認可を受けるのか、許可を受けるのか、あるいは承認を受けるのか、受ける場合としたら、これらはどんなふうにお考えになつてこれをお書きになつたのですか。

○緒方政府委員 これも同じように御説明をするはかございせんけれども、いろいろ出されております雑誌を学校の教育の教材として取り入れる場合もあろうかと存じますので、この教材として使用されるものの例の中に雑誌を掲げたということでございす。そこでそれぞれの教育委員会におきまして、雑誌を教材として使用する場合には、必要があると考えれば、やはり届けて下さいといふことを学校に対して求める場合があると思ひます。あり得るでございす。あるいは生徒に全部買わせる、そしてそれを使うというふうな場合もあるかと思ひますが、こゝういふ場合に、やはり生徒の父兄の経済的な負担という問題もございす。こゝから、こゝういふ観点から承認を受けさせるとか、あるいは届出をさせる、こゝういふ規定はやはり作られる場合があるうかと存するわけでありす。

○小林(信)委員 初めての問題になるのですから、いろいろ食ひ違ひが出てお聞きしたのは、この雑誌の問題で、図

○木田説明員 先ほどからお答え申し上げておる通りであります。今御指摘のような場合に、教育委員会が承認を必要とする、こういう規則が作られる、そういうことを申し上げて御説明を申し上げたわけではなかったと私は存じておるのでございます。雑誌につきまして、そういう場合にそれを教材として使つて、しかも一律に父兄の負担を引き起すというふうな事例も起ることでございましょうから、そういう実情に即して教育委員会が届出規則を作ることはあるかもしれませう。雑誌について従つて教材の範囲からはずれておるとか、雑誌についてそういう届出、承認の規定が作られないとか、そういうふうな申し上げることは、これはここでは予定できないことでございます。教育委員会が先生の御心配になつておりましたような、いかにしたならば教育の振興に役立つか、しかも父兄の立場も考えながら学校教育をよくしていくかという観点から必要に応じて措置をとる、こういうことでございまして、学校図書館の図書の場合に、これをどのようにして承認するか、おそらくは良識ある教育委員会がそういうことはやらない、こう考へておるわけでございます。

○小林(信)委員 おそらくやらないというふうなことが果して言えますか。いよいよ文部省にこれから実権ができるから、そういうことはやらなくてよろしい、そういうことがあなたに予想されるからですか。

○木田説明員 良識ある教育委員会にそういう点の権限をゆだねておるわけでありまして、それを教育委員会が適正な判断に基いて処置するわけでありまして、(適正な判断に基いてやるなら要らぬじゃないかと呼ぶ者あり)

○小林(信)委員 あなたとの話し合いになつてから非常に抽象的になつてしまつて、具体的な問題をどこまでかき出すのですが、実際どういふ際詳しく御意見を承つておかぬと、今後この法律が通つた場合に、その運営の上でいろいろ問題が起きてきたときに、こういうふうな速記にあるということが私たちに大事だと思つて、なるべく具体的な問題に触れようとしておるのですが、良識ある教育委員会が適正に判断をするだろう、あなたはそれだけしかお答にならないのです。それよりは良識ある先生に一切まかせておいた方がいいわけですね。問題はここに書かれた以上——きのうこのパンフレットを要求した辻原君がおそらく届出をしなければならぬ、それも特殊な教育委員会です、全部とは私は申しませんが、特殊な教育委員会があつて、届出をしるという場合に、どういふふうなものがその範囲の中に入るのか、こういう質問でこれが出てきたわけでありまして、その中に書いてある雑誌です、その雑誌を書いておきながら、おそらく良識ある教育委員会が適当に処置されて、そういう問題は問題にならないでしようという、何という無責任な御答弁です。しかし万が一あるというものを仮定してあなたは考へたになつておると思うのですから、そのところは今後どういふふうにするかということについて、具体的に一つ述べていただきたいのです。

○木田説明員 万が一そういうことがあ

ると仮定してというお尋ねですけれども、この教育委員会がここに規定してあります趣旨によつて規則を作ります場合に、私もそれはそういうことを予定しておらないのでございます。

○小林(信)委員 予定しないということは、どういふ根拠があつて予定しないのですか。

○木田説明員 先ほど局長もいろいろと御説明申し上げましたように、図書館の図書の購入について一冊々々承認を要する、こういう規則を作りますことがこの法案の三十三条第二項の趣旨に適合するもの、こう判断する、そういう教育委員会というものは実際から見ましてあり得ない、こう想定いたしております。

○小林(信)委員 そうすると、この際学校の図書館に設置する図書については、承認あるいは許可を受ける必要がないとはつきりおっしゃつたらどうですか。

○木田説明員 今の御質問は、私の御説明につきまして御了解の違いがあると思ひますから申し上げますが、学校図書館の本について承認を要しない、こういうふうな申し上げたのではないのでございまして、図書館の図書を購入いたしますにつきましては、ただいま私が申し上げましたのは、一冊々々についてその都度その都度承認をとるような趣旨ではない、こう申したのでございまして、それは図書館の本について一切承認ということがあり得ないというふうな御説明申し上げたわけではないのでございまして。

○清瀬國務大臣 この小林さんのことは、問題自身がはや答えをしていふことは思ふのです。今、この雑誌、図書

は教材として使用といふのですね。よく第二項をごらん下さい。学校における教科書以外の教材の使用について、先刻局長が教室において使用すると云つたのは、少し言葉が足りません。たとえば夏休み中は家でやるのですから、(家でやる)とはきまつていない。と(呼ぶ者あり)けれども先生には出さずのです。それゆゑに学校における教科書以外の教材で、学校図書館は何万という本を蓄積して、必要に従つて先生の研究にも供するし、地域社会の研究にも供するし、またときには子供もそれを放課後に見るといふ便に供するものであります、今われわれがここで問題としているのは、学校における教科書、学校における教材、こういうものでございまして。そこで雑誌でありまして、ある雑誌をいふと称して、先生が教材にしようという場合には、父兄の御負担があまり重くなりかねないか、あるいはまたそのほかの見地からして、そういう雑誌は一つ考へたらどうだということも浮びましよう。それゆゑに今研究しております今回の案の三十三条、わけてもその第二項の承認とか届け出といふことには問題ははなれていふのでございまして。

○小林(信)委員 だから大臣、私は初めに教材の使用とはどういふことであるかといふことを局長にお伺ひしたのです。教材の使用といふのは、家庭で子供が読む、こういうものは入るか、あるいは学校で使う教科書の参考書に子供が買つてきて、自分自身で見ているものは教材使用といふことになるか、それから授業時間一齊に副読本として扱ふようなものだけが教材として使用といふことになるのか、見解を

私は聞いたのです。そうしたら今のあなたのおつしやることは、だいた局長の意見とは違つております。一つ二人でよくそのところを相談して、教材使用の限界をもう少しはっきりしていただきたいと思ひます。大臣、私の言うことをもう少し落着いて聞いて下さい。そんなことは常識だとおそろしくお笑いになるかもしれませんが、私たち実際に授業をやつて子供を扱つてきた経験のある者としては、やはりこういう問題が出てくると思ふのです。一つ二人で相談してもう一ぺん局長、いかなる言葉が教材として使用といふことになるのか、それをお述べ願ひたいと思ふのです。そうお年寄り、あつてないで。図書館という問題は除外されるというふうなことになるやうなんです、これは学校に常設するものなんです、いつ行つて子供が読み、それを教材として授業が行われるかわからぬし、指導が行われるかわからぬ、とにかく子供が読んでいけば、先生がそこへ行つて図書館の本を読む傾向、読みぶり、把握の仕方、こういう問題については先生が指導を怠つたらおかしいのです。教室の中の授業だけが教育じゃないのですから。そういうふうな考へていくと、図書館なんかはやっぱりそのまゝ教材なんです。私はそういうふうに考へるのですが、これを教材としておのけになるならば、図書館の教材といふ範疇に入らないとはつきりおつしやうただけではないのです。とにかくお二人の意見が合つていませうから御調整願ひします。

○清瀬國務大臣 それではお答えいたします。教材として使用するといふことは、学校における教育活動の一環と

は教材として使用といふのですね。よく第二項をごらん下さい。学校における教科書以外の教材の使用について、先刻局長が教室において使用すると云つたのは、少し言葉が足りません。たとえば夏休み中は家でやるのですから、(家でやる)とはきまつていない。と(呼ぶ者あり)けれども先生には出さずのです。それゆゑに学校における教科書以外の教材で、学校図書館は何万という本を蓄積して、必要に従つて先生の研究にも供するし、地域社会の研究にも供するし、またときには子供もそれを放課後に見るといふ便に供するものであります、今われわれがここで問題としているのは、学校における教科書、学校における教材、こういうものでございまして。そこで雑誌でありまして、ある雑誌をいふと称して、先生が教材にしようという場合には、父兄の御負担があまり重くなりかねないか、あるいはまたそのほかの見地からして、そういう雑誌は一つ考へたらどうだということも浮びましよう。それゆゑに今研究しております今回の案の三十三条、わけてもその第二項の承認とか届け出といふことには問題ははなれていふのでございまして。

○小林(信)委員 だから大臣、私は初めに教材の使用とはどういふことであるかといふことを局長にお伺ひしたのです。教材の使用といふのは、家庭で子供が読む、こういうものは入るか、あるいは学校で使う教科書の参考書に子供が買つてきて、自分自身で見ているものは教材使用といふことになるか、それから授業時間一齊に副読本として扱ふようなものだけが教材として使用といふことになるのか、見解を

私は聞いたのです。そうしたら今のあなたのおつしやることは、だいた局長の意見とは違つております。一つ二人でよくそのところを相談して、教材使用の限界をもう少しはっきりしていただきたいと思ひます。大臣、私の言うことをもう少し落着いて聞いて下さい。そんなことは常識だとおそろしくお笑いになるかもしれませんが、私たち実際に授業をやつて子供を扱つてきた経験のある者としては、やはりこういう問題が出てくると思ふのです。一つ二人で相談してもう一ぺん局長、いかなる言葉が教材として使用といふことになるのか、それをお述べ願ひたいと思ふのです。そうお年寄り、あつてないで。図書館という問題は除外されるというふうなことになるやうなんです、これは学校に常設するものなんです、いつ行つて子供が読み、それを教材として授業が行われるかわからぬし、指導が行われるかわからぬ、とにかく子供が読んでいけば、先生がそこへ行つて図書館の本を読む傾向、読みぶり、把握の仕方、こういう問題については先生が指導を怠つたらおかしいのです。教室の中の授業だけが教育じゃないのですから。そういうふうな考へていくと、図書館なんかはやっぱりそのまゝ教材なんです。私はそういうふうに考へるのですが、これを教材としておのけになるならば、図書館の教材といふ範疇に入らないとはつきりおつしやうただけではないのです。とにかくお二人の意見が合つていませうから御調整願ひします。

○清瀬國務大臣 それではお答えいたします。教材として使用するといふことは、学校における教育活動の一環と

は教材として使用といふのですね。よく第二項をごらん下さい。学校における教科書以外の教材の使用について、先刻局長が教室において使用すると云つたのは、少し言葉が足りません。たとえば夏休み中は家でやるのですから、(家でやる)とはきまつていない。と(呼ぶ者あり)けれども先生には出さずのです。それゆゑに学校における教科書以外の教材で、学校図書館は何万という本を蓄積して、必要に従つて先生の研究にも供するし、地域社会の研究にも供するし、またときには子供もそれを放課後に見るといふ便に供するものであります、今われわれがここで問題としているのは、学校における教科書、学校における教材、こういうものでございまして。そこで雑誌でありまして、ある雑誌をいふと称して、先生が教材にしようという場合には、父兄の御負担があまり重くなりかねないか、あるいはまたそのほかの見地からして、そういう雑誌は一つ考へたらどうだということも浮びましよう。それゆゑに今研究しております今回の案の三十三条、わけてもその第二項の承認とか届け出といふことには問題ははなれていふのでございまして。

○小林(信)委員 だから大臣、私は初めに教材の使用とはどういふことであるかといふことを局長にお伺ひしたのです。教材の使用といふのは、家庭で子供が読む、こういうものは入るか、あるいは学校で使う教科書の参考書に子供が買つてきて、自分自身で見ているものは教材使用といふことになるか、それから授業時間一齊に副読本として扱ふようなものだけが教材として使用といふことになるのか、見解を

私は聞いたのです。そうしたら今のあなたのおつしやることは、だいた局長の意見とは違つております。一つ二人でよくそのところを相談して、教材使用の限界をもう少しはっきりしていただきたいと思ひます。大臣、私の言うことをもう少し落着いて聞いて下さい。そんなことは常識だとおそろしくお笑いになるかもしれませんが、私たち実際に授業をやつて子供を扱つてきた経験のある者としては、やはりこういう問題が出てくると思ふのです。一つ二人で相談してもう一ぺん局長、いかなる言葉が教材として使用といふことになるのか、それをお述べ願ひたいと思ふのです。そうお年寄り、あつてないで。図書館という問題は除外されるというふうなことになるやうなんです、これは学校に常設するものなんです、いつ行つて子供が読み、それを教材として授業が行われるかわからぬし、指導が行われるかわからぬ、とにかく子供が読んでいけば、先生がそこへ行つて図書館の本を読む傾向、読みぶり、把握の仕方、こういう問題については先生が指導を怠つたらおかしいのです。教室の中の授業だけが教育じゃないのですから。そういうふうな考へていくと、図書館なんかはやっぱりそのまゝ教材なんです。私はそういうふうに考へるのですが、これを教材としておのけになるならば、図書館の教材といふ範疇に入らないとはつきりおつしやうただけではないのです。とにかくお二人の意見が合つていませうから御調整願ひします。

○清瀬國務大臣 それではお答えいたします。教材として使用するといふことは、学校における教育活動の一環と

して採用する材料でございます。

○緒方政府委員 ただいま大臣からお答えになった通りであります。

○小林信 委員 そうすると学校図書館はいわゆるその問題になる教材でない、こういうお考えでよろしゅうございますか。

○清瀬國務大臣 私の答えましたのは、図書館に収蔵する数万冊の本を、これを一つ一つの教材とは考えておりません。

○小林信 委員 それでもいいのです。その中から引き抜いてきて今度は取り扱うときに、それが教材だ。その引き抜いてきた場合には、すぐ隣りであるけれども、教育委員会にこの本を使ってよろしいか聞いてくる、こういうふうな繁雑になってもいいのです。

○清瀬國務大臣 それが教育活動の一環として採用され、子供にもそれを使わすという時分には、たくさん本ですからいろいろな本がありましようけれども、これを教材として使用する時分には、やはり教育委員会の意見を尊重しなければならぬ。

○小林信 委員 結局今私が言った通りだということになるわけですが、これは非常に大臣も少し——大臣は具体的に学校教育の実情をお知りにならぬですから、私これ以上は責めようとしませんが、ここはあまり老いの一徹でもって我を通さないようによく実情をお聞きになって、そうして適切な御答弁をしていただいた方がいいと思う。学校図書館の書物は、子供がいつでも行つて読んで、そうして子供の教育のためにあるという、そういう考えがない以上は図書館というものは成り

立たないのです。それをいよいよその中から一冊でも引き抜いてきたときに初めて教材になるので、そのときには教育委員会の認定を受ける。局長も地方教育課長もそれでよろしゅうございませうか。とにかくこの問題は、この法律を作る人が学校教育の実情に対してこんな無責任な無関心な態度でもって法案を作ったかという大きな大きな批判を教員諸君から受ける問題だと私は思う。まことに小さい事柄でございますが、とにかくそれだけにこの条項というものには十分御検討にならないければならぬ。おそれるようなところはないかというふうなことで、あとからつけ足したような形になっているものと私は判断せざるを得ない。

以上で私は、これ以上清瀬文部大臣を煩わすことを避けて、これで失礼いたします。

○辻原委員 関連して、今の小林委員の質問であります。これは考えようによると、非常に極端な場合の例を答弁であるかも知れませんが、この点も、しかし法律はやはり、かりに常識がどうあろうとも、極端な場合の例を考えておいて、その極端な場合の例に不都合があれば法律は是正しなければなりません。従つて今一例を学校図書館の問題にとつておられますが、この点に対する説明がきわめて不徹底であります。それは大臣が教材というものを届け出させ承認させる原則的な理由として、学校教育の一環である場合においてそれが教材となり得るのだからそれが対象になるのだ、こういう答弁でせんか。

○清瀬國務大臣 ここで学校における教科書以外の教材とは、教育活動の一環として採用されるものでございませう。

○辻原委員 そうするとこれは物理的に言う学校というふうな限定する考えであると私は承りましたが、差しつかえございませぬ。

○清瀬國務大臣 少くとも今研究いたしております三十三条第二項で教材といつておりますものは、法案に書いてあります通り「学校における教科書以外の教材の使用について」ということでございます。

○辻原委員 大臣がはつきり申されましてので私もその点ははつきりいたしておきたいと思つて、それは私が物理的にとあえて申し上げましたように、いわゆる学校というその中で行つて教授内容において取り扱われる森羅万象その他すべての教材をもつて対象としていふことになつておる、こういうふうな理解をいたしておきます。

○清瀬國務大臣 いや違います。学校といふのは物理的、あなただ手どころなやつたが、物理的の建物、敷地だけじゃなく、学校教育として先生がやつておることは、子供の学習を中心として薫陶教化をやつておる。でありますから、家庭へ持つて帰つて夏休み帳を作るのも学校における教育であります。そこところがあるあなたの了解と少し違ひましたから、お手の動かした方では気がついてこれはいかぬと思つたので申し上げておきます。

○辻原委員 身振り手まねはしないで、もわかるように一つ聞いておいてもらいたい。私は正確に物理的に申し上げ

げた。あなたの方はわざわざ条文を読み上げて、学校における場合だけだ、こういうふうな申されたから私はそういうふうな理解をしたのです。ところが私の常識ではそうではないと考えておつた。それはおかしい、学校教育の一環として取り扱うべきものを全部言うのだ、こういうことになりませうと先ほどあなたが小林委員の質問に答えられました。学校図書館の例をあげましたから、速記録に残つておると思つたのですが、図書館がありまして子供は

その中から随時本を借りていきます。先生はそれゆゑ学校図書館についての使用その他を教育指導したすでありましよう。指導しなければ学校図書館といふものの存在価値がないのでありますから、その中から子供が持ち帰つてうちでいろいろ読みます。ところがあなたはその場合において子供が使用すべきものはこれは教材ではない。だから届出の必要はない、こうおっしゃる、ただ先生が引つて抜いてきて教室で自分が教える教材とする、教材として活用する場合において初めてそれは届出の必要が生じるのです。こうおっしゃる、それでいいですか。

○清瀬國務大臣 それも少し違ひのです。学校図書館といふのは、これは学校図書法の第二条なのでございませうが、子供の使うものだけじゃないのです。教師用のものもあるのです。それから法律は教師用、児童用といつておりますけれども、地方の文化のために地方人にも示すように充実するだろと思つて、個々の学校における教科書以外の教材といふのは少し意味が違ふとい

うことを申し上げておるのです。この蔵書をほかのことで教育委員会を見るかもしれないけれども、この三十三条の第二項で、学校図書館の蔵書について規定をするということではございませぬ。

○佐藤委員長 辻原君、簡潔に願ひます。

○辻原委員 これは委員長大事なことですからとつくりこつたことは大臣に聞かしておかなければならぬ。もちろん法律は限定をいたしません。学校図書館といふからの問題ではなしに、学校図書館の中にある蔵書、これの教材的価値を論じておるわけなんです。あなたはそのうちで児童向きのあるし教師用のものもある。ですからその場合に、おいてどういふふうにおつしてやつておるのかわかりませぬです。私はすべて教材であると思つておる。これはすべて教材である。その教材といふ意味は学校という物理的の範囲内においては俗にいわれる教材ではないけれども、あなた

の先ほど訂正された学校教育の範囲において活用されるということであれば、あなたが児童用書だからこれは教材には適しない。教師用書のみが教材である、そんなかた苦ししいことは今日の教材概念にはないと思つた。この点は局長どうですか。

○緒方政府委員 先ほどの大臣の御答弁は、「(辻原委員)いや私の問いに答えて下さい」と呼ぶ。学校図書館の蔵書は、法律にもございませうに、児童生徒の利用に供する本と、教師の用に供する本と両方ございませう。でございませうから全部これが教材であるといふふうには考えられないわけではござい

して、児童生徒用の図書につきましても、教材として利用されるものがあると思います。

○辻原委員 そういふかた苦しいことを言うから、そういうふうなごりごりの頭で言うから、いわゆる官僚行政、教育が官僚によって支配されるというふうな言葉がそこから出てくるのです。たとえば私は確かに図書館というものの蔵書を分ければ、法律に書いてあるように児童用あるいは教師用、そういうランクはついておるかもしれぬけれども、教材に活用するのは、教育者その人の考え方によるわけなんです。現実にもそうでしょう。たとえば児童用読みものの中に中江藤樹という人がこういうふうな生涯を送った有名なこんな話がある、先生はその話をもつて教材にする場合がありますせんか、どうですか。そういう場合は私は何も教師用書だけを教材として活用するのではなくて、児童用のものの中にもずいぶんそういう教材となり得る価値のあるものがあると思う。またどれを持ってきたても教材とするだけの先生の教授力がなければ、少くとも今の先生は教育者としての資格はありませんよ。そんな先生はおそらく私はないと思います。教師用書だけ見て教授をしておるといふような先生はおそらくないと思います。諸方局長にこの点聞きたいと思います。

○諸方政府委員 そこから持ってきたてて教材として使用することがあるということをおし上げたのであります。

○辻原委員 そういふところから持ってきたてて教材にすることがあるのですか。簡潔に答えて下さい。

○諸方政府委員 お答えします。児童

生徒用の図書は教材となります。

○辻原委員 そういふことになれば、大臣が先ほど言っている教師用書は、これは教材となり得る、しかし児童用の物は、これは子供のものだからその対象にはならないというの、現実におかしいじゃないですか。児童用書も教師用書もとにかく図書館の中に詰まってるこの本はすべて教材としての価値があるという意味になりまじょうか。そうするとセレクトするというのはおかしい。違ふといつて手を振っているがどうなんですか。

○清瀬國務大臣 この図書館の問題は、こちらから申したのではないのです。あなたの方から学校図書館と言われたので、学校図書館法を引用するに至ったのです。学校図書館法をいじつたのと、ここで、「図書、視聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与する」、これが学校図書館なんです。この学校図書館はそれゆえに図書のほかにも他のものを図書資料に収集したてております。それで、これを教材として使用する場合には、これによって教育委員会に届け出たり、場合によっては届け出ぬでもいいという規則を作ることがあります。図書館にあるものが教材として使用される場合には、教材の扱いを受ける。そうでない図書館、つまり先生だけの見るものもありまじう、あるいはだんだん学校が古くなりまじうと、数万冊になり、その地域社会の歴史なり、郷土の歴史を書いたものも収蔵したててありまじう。けれどもこれを教材として使用する場合には、教材の扱いを受けるのです。これは非常にはつきりしておると思うのです。ただ、図書館というのを言ひ出されたのは、あなた方が言ひ出されたので、始終教材として使用しておる場合には、教材の扱いを受ける、図書館の数万冊の蔵書自身を教材とは見ておらぬといふことであります。

○辻原委員 そうしよと、もちろん最初から数万冊の蔵書全部について許可を得るといふことではないでしよけれども、しかしそれ自体あなたは先生が単に読むもの、児童が単に読むものと言われまじうけれども、単に読む場合、単に読まじうして教材として活用する場合もあるわけですね。そうしよと、きよはこれを引例して使ひたい。あすはこの参考書の一つの基礎として使ひたい、これは児童に教材的価値を持つておるといふことにおいて読まじうたい。こういう場合においては初めから届け出ることには要らないけれども、そのつどかりに数万冊あるが、十数万冊あるが、やはり逐一それは届け出、承認を得なければ教材として活用できないといふことになりまじうか。

○清瀬國務大臣 それはきよのうの初めに申したてて、教材はみな届出とは書いてないのです。必要なのは届出でありまじう。そこで学校図書館に収蔵するときに、おそくは教育委員会も承認の上のことでありまじうから、学校図書館などに収蔵して、しかも児童用のものについてはそれを許可を受けなとていふ規則は、おそくできないものと思ひます。しかし何ほいい本で

も、大きくなつて、先生だけの理解がある時分に、先生用のトラの巻を生徒が教材として先に読んでしまふといふことは悪いことではありまじうけれども、教育の上ではあまり役に立たぬことと思ひます。しかしながらその本を児童に見せせからずなんといふふうな、そんなことはない。きのう初めから申しておる通り、すべての教材をみんな届け出させ、みんな承認を受けろとは書いてない。おそくは学校図書館にある本は、悪い本はなからうと思ひますから、それは緩和した規定ができるだらうと思ひます。

○辻原委員 みんな規定することはないだらう。こういうことは書いてないといひますが、みんな規定してはいいないといふことも書いてない。だからあなたの御議論もこれは仮定でありまじう。だから私は前提を申し上げたように、いろいろな場合を想定しておかなくてはならぬ。ここで先ほど小林委員も言ひておりましたようにこういう内容において作らるるのだといふようなサンプルがあれば、これは的確でありまじうけれども、しかしそれが全然ないわけでは、あつて委員会の自主的な判定においてきめさせるのだ。法律はしかもその間に膨大な内容を含んでおるわけでありまじう。それだから申し上げておるわけでありまじう。必ずしも学校図書館を省くといふような限定を全部が全部するとは限りまじう。また学校図書館のみに限らず、学校で持つておる蔵書について、使用場合には逐一それをやらなければならぬといふことになるので、もしやういふことが除外されるといふことになれば、あなた方が考へていふ一つの目的が充足されないといふことに

もなる。しかししやういふ具体的問題は論じておつてもつまいまじう、ともかく教材として使用される場合には、これは全部一応届出をしなければならぬといふ煩瑣な事実が起るのだといふ例証であります。そういふことが實際問題として行えるかどうか、また教材的価値といふことも何つてみなければならぬが、いかなるものをもつて教材の価値といふか。一冊の雑誌であつても、どう取り扱う場合にこれが教材となり、取扱いによつて教材とならないような場合も私はあり得ると思ひます。その点も何つておきたい。

関連でありますので簡単にやりまじう。あと一問、これは重要な問題でありますのでお伺ひいたしまじう。

私は先ほどからのあなたの方の答弁を聞いて、課長もそうでありまじうが、局長の答弁も、ちよつと私どもの耳ざわりになる点がある。それはどういふ範圍においてきめよといふことも書いてないし、また全部を規定せよとも書いてない。あつて委員会の自主的な判定に求めているという背後には、それはその地域の実情に即してまことにつくつたんだ、私はそれであなたの方の考へ方、思想が一貫しておるならば、まことにここで見直したと申し上げたい。ここでお伺ひしたいのは、前提があるわけでありまじう。それはだんだん聞いて参りますと、この法律もそうでありまじう。教科書、それからその他の教材というものは何らかのランクづけをしておるやうに思へてならぬ。少くとも従来文部省がつてきた教育内容に対する指導方針というものは、教科書を含んで教材といふ考へ方であつたと思ひます。法律に書く場合には教科書を別に除

く、

いておるが、觀念として、思想として、教科書それ以外の教材というものを對する価値判斷をあなた方はどうしておられるかという点は、私は非常に重要だと思ひます。教育的に教科書、それ以外の教材をどういふふうな価値判斷をしておるか。教科書が一番中心であつて、主であつて、それ以外のものは教育価値的に低いものであるというやうな觀念に立つておられるかどうか。この点は從來の文部省の指導方針並びに今後の教育のあり方の上に重大な一つの考へ方の影響を与えるので、高邁な御意見を承わつておきたい。

○總務府委員 これは学校教育法第二十一条にも規定がございますが、第一項は、小学校においては、文部大臣の檢定を経た、一口に申しますと教科書を使用しなければならぬ、第二項は前項の教科用圖書以外の圖書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができ、かういふふうにしてあります。教育的な効果を上げる、その教育価値から申しますと、それは教科書もそのほかの教材も使ひようによつて、価値はどつちが主であつて、どつちが従といふことにはいかぬかと存じます。しかしながら教科書はやはり何と申しまして主たる教材でございます。實際上の使われておる状況を見ましても、教科書は主たる教材でございます。その意味におきましては教科書が主になると考へております。

○辻原委員 前段は私も同意見でございます。しかし後段はあなたの考へ方は多少行政的になり過ぎておる。もう少し教育的な頭を持てば、そういう答弁にはならない。ここでこの法律が、

二十一条が規定しているのも、教科書はいわゆる本来教材である。従つて本来教科書であるものと本来教材ではないが、扱い方によつては本来教材たり得べき価値を持つておるもの、だからその時刻々々における価値判斷からいふならば、教科書もその他のいわゆる有益適切なものも教材としての価値には変わりはない。これは肯定されますか。法律的にこう書いてあるから、ウエートが違ふんだらうということは、行政的な頭、法律的な頭で、教育的な頭では私が申し上げたやうなことになるのじやないかと思ふのですが、あなたの見解はいかがですか。

○總務府委員 教育効果の上から申しますと、それは同様に価値があると思ひます。

○辻原委員 そこでちよつとふに落ちないことがあるのです。それは今度同時に提案されてる教科書法を見ますと、教科書法の第二十二條には教科書の選定について、「市町村立の小学校及び中学校において使用すべき教科書の選定を行はるるため、都道府県に教科書選定協議會を置く」となつております。いいですか。教科書について、は都道府県の範圍で限定採択をやろうというのが教科書法の趣旨でありまゝです。その提案の理由を伺つてみますと、小さな範圍においてはいろいろ不便が生ずる。地域の事情とはいふけれども、義務教育だから、その地域といふことは大体都道府県くらいが、いわゆる地域の事情として統一的に採択しても差しつかえない、これが一番地域の事情に即するといふ意味において——現在に極端にいへば学校々々といふことになりまふけれども、しかし大体市

町村くらいにおいて事実上採択されるという形が出てきておるわけなんです。ところがそれを今度は都道府県の範圍に広めて、そこでやらせよう。そのやらせようと改正する趣旨は、あまり小さい範圍では義務教育の水準維持といふことがむづかしい、かういふ趣旨なんです。そういういたしますと、ここであつたと言つたように、教材としての価値判斷においては、教科書もその他の教材も変らぬのだという。さすれば、その教材として使用せしむるか、使用せしめないかといふことの取扱いを、片やにおいては市町村にゆだね、片やにおいては都道府県にゆだねるという、このへんば考へ方、思想といふものは、まことに首尾一貫しないではありませんか。先ほどから御説明を聞けば、地方の事情、民主的な教育委員會の手にゆだねる、そういうことを理由にあげて、当該市町村の教育委員會の範圍において、その所轄する教育委員會が認定することが最も望ましいのだ、こう説明している。ところが教科書の場合には、それは不適当なんだ、都道府県の範圍でやるんだという。教材といふものの觀念、地域の事情に即する教育といふものに対するあなたの思想といふものは、全くそこで首尾一貫してない、場当たりである、かういふことなんです。どうなんですか、その点は。具体的に納得できるように一つ説明を聞かしてもらいた

い。○總務府委員 ただいまのは、教科書法案の内容に関連しての御質問であると思ひます。これはまた教科書法の御審議のときにも詳しく御説明を申し上げたいと思ひますけれども、ただ

いま御質問になりました点について申し上げますと、今度の教科書法の考へ方は、一定の區域を定めまして——この區域を定める定め方は、都道府県の教育委員會に定めさせる。その定め方は、教育的な見地から判斷いたしました場合に、あるいは地理的な、あるいは自然的な条件、文化的な条件、経済的な条件が似通つたところであつて、そこに同じ一種の教科書を使つた方が教育上効果がある、かう判斷されたところには、そういう區域を作つて、そこでその教科書の選定をしていく、こ

ういう考へ方に立つております。ただその場合に、何も各關係の市町村の教育委員會または關係学校の意向から離れて、いわば天下り式にそこで選定しようというわけじゃございませんの

で、選定する場合の選定協議會の構成にいたしまして、十分市町村の教育委員會の意見を聞いて、学校の校長や教員その他市町村の教育委員會の職員等を交へまして、そこで選定協議會を作る。なおまた選定協議會が選定いたします場合の基礎といたしまして、まず第一に学校の申出を聞きまして、それに今度市町村の教育委員會がそれに対して意見を付して、それを都道府県の教育委員會に持ち上げて、それを選定協議會にかけ、そこで選定を

する、かういふ仕組みにいたしておるのでございます。その学校々々あるいは市町村の教育委員會、この意見は十分そこに選定の基礎として出るやうに仕組まれておるわけでございます。それに基きまして教科書を、その採択地区におきましては一種選定をする、かようなことに相なるわけでございます。これは教科書のそういういわば

若干の広地域において一種選定するという要請は、これはまたほかの面からいろいろございまして、従ひまして、総合的に考へてこの制度がいいと考へまして、かういふ制度をとつたわけでございます。必ずしも先ほどお話のありますやうに、一県で一つにきめてしまふ、かういふことになつておりません。そういう場合もあり得ますけれども、それはなつておりません。

そこで教材の取扱ひ、これはもちろん同じやうな教育効果を上げる限りにおきましては、教科書と同じでございますけれども、これは教科書は一定の檢定、採択あるいは発行、供給、一連

の法制的な制度が立つておりますけれども、ほかの教材といふものは非常に個々まちまちのものでございまして、先ほどから御論議のやうに、いろいろな種類にわたつておりますので、かりにそれが教育的に教科書と同じやうな採択をした方がいいという理論が出ましても、實際上そういうことはとり得ないと思ひます。やはり今回のところは、その学校々々を所管をいたします教育委員會がこれを判斷して、それを選定していく、これが最善の方法であらうと考へます。

○佐藤委員長 辻原君、簡単に願ひます。○辻原委員 それは私に対する答弁にはなつておりません。理解できない。手続がかりにどうあらうとも、この教科書に対する取扱ひの趣旨は、全県下の同じものを使う方がよろしいという思想に立つておる。だからその場合に、学校の意見、市町村教育委員會の意見を聞くことと聞かまいと、そのことはその思想をくつがえすものではな

いのです。それが民主的な手続としていい悪いという方法論の問題はありまされども、しかしやろうとしておる思想は、これは教科書という教材は都道府県の範囲で統一的に同じものを使ったがよろしいという思想なんです。同じように片や、その他の価値のある教材というものがあつた。それは市町村でんでんばらばらに使つてもいいんだという思想。片一方はそういう思想なんだ。そこに思想の食い違いがあるじゃないか、こう言うんです。教科書はむしろ教材としては使ひやすいんです。本来教材としては使ひ、その間に多少の程度の差はあれ、教材としての価値においてのその幅というものは、比較的小さいというのが常識です。ところがその他の教材というのは、その選択の場合にその人の主観あるいはそれを裏づける人の意見、考え方などによって、価値が非常に変わってくる。どちらがむずかしいかといへば、その他の教材を選定し、これを活用することの方がむずかしいというものが、これも常識なんです。そうすると、よりむずかしいものを小さな市町村の範囲においてこれを選べという苛酷な義務を与へ、片や学校長の意見も聞き、市町村の意見も聞き、そうしてきつめて合理的に限定採択、それ自体私は賛成ではありませんが、それ方法においては少くともそういう民主的な手続をとつておる。あなた方なりに疎漏のないように手続をやつてきている。ところが一方、むずかしいものはあつて市町村の責任にかぶせてしまつておる。こういうような思想の食い違いというものがあなた方にある。答弁の中に、その他いろいろ事情も

ありましてという話があつたが、そういうことはむしろ教科書といい、その他教材を活用する教育的な価値判断の基礎にはならないのです。もう一度大臣からこの点を明快に御答弁願ひたい。

○清瀬国務大臣 すでに緒方局長が答へもいたしておりますが、教科書は強制使用でございまして、それから教科書以外の教材は、有益適切なものは使用してもよろしいということなんです。すでに一律に使はせろということになれば、文部大臣の検定を経て、地方の人がよからうと合意採択するものを強制使用するということは、民主主義國でありますから、よほど合理的の広範な手続が要ります。ところが片一方の教材は、重要ではありませんが、一律にきめては値打がないのです。先刻小林さんが御指摘のように、各地域社会の要求によつて、場合によれば朝起つたことを晩に教える、こういうふうなものがありますから、教科書と同じように文部省で検定して、郡市の区域でこれをとらすというまどろっこしいことはできないのです。まどろっこしいことはできないということは、しからば教育価値がないかという、価値はあるのです。それほど微妙な作用を持つものでありますから、価値はありますけれども、両者の性質の差よりして選定の方法にこれだけの段階がつくのでございまして、御了承願ひたいと思ひます。

○辻原委員 そういふ説明では納得はできません。強制的に使用する、しかももともとこれは教材というものであれば、かりに市町村の範囲でそれを使いまして、教育的価値において

はさしたる大きなそこは来たさない、こういうふうには私は考える。ところが、非常にむずかしいその他教材であればあるほど、これについてはやはり高い教育的見地から、相当その教材に對する価値判断を行わなければならぬということになれば、むしろあなた方が、かくかくのものを使つてはならぬといふふうな制限規定を設けるならばいざ知らず、どういふような教材を使うか使わないかについての基準をそれ市町村に定めさせるといふのでありますから、それ自体非常に無理なやり方を押しつけている。だからその点、同じように教材としての価値をあなた方が考えられていなければ、これほどむづかしいにすべきなんです。同じ教材が、甲の場合においては非常に価値ありとして判定されて利用されていふ。ところが、乙の方に行つた場合に、その価値を判断することができないといふことがあり得るわけなんです。同じものであつても、毒薬を薬に変ずることができる名医とできないやぶ医者とかがある。それが甲と乙、絶えずちぐはぐな形でいくような場合には、あなた方が言うこのくらの範囲での教育効果というものは、大体一つの水準を保ちたいという趣旨とは合致してこない。だから、そういう同じ教材において取扱いに差をつける、またでこぼこを来たすようなことをやるのがいい悪いという問題じゃないのであります。

○佐藤委員長 関連して、高津正道君。

○高津委員 大臣も御承知のごとく、およそ法律はいかなるものでも国民の利害に對して大なり小なりの影響を与えるものであります。この地方教育行政の組織及び運営に関する法律案は、量からいって、附則の二十五カ条を加えて八十六カ条という大法案であります。また内容から申しましても、せつかく旧自由党の御主張も強くて、三年有糸市町村の教育委員会が活動しておるものであります。今やそれが自主権を奪はれるという意味で骨抜きになる。さらに文部省の教育への介入の末端機関化される。それは言論、思想の自由、教育の民主化あるいは民主主義自体にも大きな影響があるわけでありまして、量からいって内容からいってこれは大法案であつて、その一部分たる第三十三条の二項のみでもこのように問題があるので、まだわれわれは納得ができません。この法案では中央集権が戦前の方向に向つて強くなるし、地方自治権が侵される憂いが多分にあります。あるいは教育委員会を骨抜きにするこの法案では、必ずや教育予算の縮小という結果をもたらすであろう。その結果は、父兄の肩にとうるか、父兄の上に負担がね返つてくる。そういうような、RTAも黙つておれないような法案である。あるいはまた、昭和二十三年七月の十五日に制定された教育委員会法、その後昭和二十八年八月十五日に最終改正をされたこの教育委員会法、そのうちの第一条

の、「この法律は、教育が不当な支配に服することなく、国民全体に對し直接に責任を負つて行われるべきである」という旨のもとの、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために、教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的とする。」という一番大事な条項は抜かれてしまつてあるといふこと、そのことだけでも大きな問題であります。だからこれを逐条審議するためには、五日や十日ではとても済むものではないのであります。各条項の内容を厳密にきめておかないと、後日大へんな問題になる。拡張解釈をされるおそれがある。これは非常に重要な法案であると思ふのであります。

そこで、この法律に出てくる教材という具体的内容、その範囲いかんという同僚辻原委員の質問に對し、本日午前文書をもつて御回答になりましたところによると、「教材として使用されるものの例」として、「副読本、解説書その他の参考書、雑誌、新聞その他の図書、各種学習帳、ワークブック、練習帳、地図、掛図、年表、写真、レコード、映画フィルム、幻灯スライド、録音テープ、放送」となつておるのであります。私がお尋ねしたいのは教材というのだから教具は含まないと解釈してよろしいやうございませうかといふことで、これが第一点であります。

○清瀬国務大臣 よろしうございませう。御説の通りです。教具は教材とは別であります。

○高津委員 第二にお尋ねいたしますが、今この委員会に入る前に、学校に直販しておる業者の団体たる直販協会

では、直販するものを三つの部門に分けておるのであります。第一はテスト・ワーク部会、第二は教材・教具部会、第三は図書・雑誌部会、こうなっております。そこでその教材・教具部会で扱うものの中には、いろいろございしますが、工作道具、備品、鉱物見本、粘土模型飛行機、このようなものがあります、これらは一切この法律の教材の中には入らないのであるから、それらには一切手を触れない、こういう意味に了承してようございますか。

○高津委員　私は午前中の質問で、この法律で教材のよい悪いの判断をなさるる場合、教育の中立性を侵すかいなかと、あまりような内容の検討のほかに、あまり高いものでは父兄の負担が多くなるであらうからという意味で、定価の面でもこれを判断しなければならぬ。そのような判断をする能力は、教師よりも教育委員会の方にあるんだという、その論拠いかんという質問をしたら、大臣はすぐ法律に持ってきて、ただいま御引用になった第二十三条の教育委

○高津委員　大臣は第三十三条第二項においては含まれておらぬ、その外であると云われるが、ほかの方面のどこかの法律でこれを規制する道がある、そういうお含みの上のお答えでしようか。

す。すなわち二十三条をごらん下さると、教育委員会は次のようなことを管理するということで、「校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に關すること。」とある。委員会が教具の整備をしなければなりません、何しろ金とも關係しますから、あるいは機關車の模型を置くことも、鉱物の見本を備へることも、それらのことについて、

○清瀨國務大臣　それは今日の世界の教育制度からきておるのです。大陸においては違いますが、イギリス、アメリカ等、われわれの今模範としておるところでは、現場で教える人と、また地域社会を代表して学校教育の方針を大局より見るものと、二つ作っておりま。すが国も戦争後、新教育においてはそれがいいということで、現にやつ

けれども、同じ性質の教育委員会、本質的に同様な教育委員会を設けて、一方、現場で子供を相手に教壇に立つて教えて下さる先生と、実はこの二つは一体こういう地域社会なんだ、これは漁村なんだ、だから先生一つこういうふうによつて下さいといったような、地域社会の要求を反映したもので、二つ置くようになつておるのである。そうすると、教材の選択は二つの方の目から見方がよからうというので、われわれは教育委員会禁止には賛

き、最善の教育をしようというので、世界において一番進歩したる教育制度だと思つておるのであります。

○高津委員　大臣のお答えは、それは今日の世界の、ことに英米の教育制度からきておるものであつて、こう言

国民はみんな驚き入っておるのでありますが、きょうは、地域社会自体の必要ということを考える欧米流はなかなかおもしろから、そこをとったんで、その長所は生かすんだと、こういうお言葉が出てきたのでありますが、これに国家の要求というものをもう一つうんと強くくっつけるというのが、この法案の本質的なバック・ボーンになっ

りますか、あなたの御理解による教育委員会、教材の判定者としてはそこに権限があり、そこに責任があるようにしておるのがどうしていいかということに対しては、中央がきめるより地域社会の教育委員会がきめた方がいいかと、こういうお答えになるわけです。

しかし、教師とどっちが能力があるかという問いに対しては、あなたのお答えは答えになっておりぬと思うのです。が、いま一度御老体を煩わしいと思います。

えて教育委員会の委員長にもなれる
ことがあります。年齢の関係でむづか
しいでありましょうが、教育委員長を
した人がまた学校の校長なり教員にな
ることもあります。個人の能力が優秀
な人もあります。三十三歳の国家の員

くジカを追う獵師山を見ずというたといもございしますが、先生はほんとうに教育に没頭して、それからまた県内各所を一年、二年の間に転任されることもあります。それゆえに、その地域社会を代表した教育委員会の人が偉いの、偉くないの、そんなことではございせん。そういう立場を一つこしらえて、そのめがねで教育に関すること

です。

○高津委員　一つの町あるいは一つの村の単位をとって考えてみる場合に、そこには役場というものが幾つもある新聞をとり、十人、二十人の人間がおつて、それが一つの知識の集合体です。もう一つ、農協というものが、機能は少し違いますが、それと同じような相対比するものがあるわけです。それから教育を担当する知識集団というものがあるわけです。学校の場合、そこには二十八、三十八人いますが、教育につ

の人よりも、その総合的に集積された知識として、その判断の方が上にいくのにはあるまいか。この間の公聴会に出ましたが、この教育委員会制度なるものは、教育をレーマン・コントロールのもとに置いたものだ——レーマン

ないでしょう。集団の知識を縦に伝承して受け継いでおる、そこにある大きな知識、その知識の判断の方が、教育委員会の判断よりも上手であろうということは常識だろうと思いますが、あなたはやはり自説をとって動かないです。

○清瀨國務大臣 前にも丁寧に申し上げたつもりであります、上下という

ことじやないのです。先生は下で委員は上だとか、委員は下で先生は上とか、そういうことはないので。しかしながら、学校の現場で生徒を一日教える人のほかに、これは間接でありますけれども、やはり別に地域社会を代表しておりますその人が、もう一つ違った目でこれをきめるということが目的を達するゆえにだろ、こういうことです。

○高津委員 まだほかに重要な問題がございますので、私は承服しませんが、山崎委員に質問権をお返しします。

○山崎(始)委員 午前中映画の取扱い方に対してお尋ねいたしておりましたが、午後から関連の方で雑誌の問題が出まして、特に雑誌、図書という問題で、先ほどのお話の中で疑問を持っております点をお尋ねしてみたいと思うのであります。

先ほどの木田課長と文部大臣のお話は、かなり食い違いがあるように考えておるのであります。まず第一に、こういうふうな雑誌というふうなものは、検閲といいますが、教育委員会の認可、許可が要らない、届出も要らないものもある、こういうふうな文部大臣は言われたのでありますが、この点はいまう一ぺん御確認願いたいのです。

○清瀬國務大臣 雑誌を教材として使用する場合、または教材として採用する場合、言葉は同じことですが、こういう場合には、父兄の金銭負担ということから、またはその雑誌の内容から、今高津さんにお答えしたように、地域社会の利益を考えて教育委員会で考えることもあり得ると思ひます。しかしながら、それはきつと雑誌は承認

を求めるとか、届出をききやうというのをきめての案ではございません。○山崎(始)委員 そうすると、雑誌というものは届け出なくてもいい範疇に入るのですか。届け出なければならぬというものはもとよりあると思うのですが、私お尋ねしておるのは、雑誌を教材として使う場合には必ず届け出なければならぬような事態になるのとは違ふのですか。

○清瀬國務大臣 最後のお言葉のようにございませぬ。雑誌次第によつて、父兄の負担は非常に軽く、教育価値は非常に大といつたようなものはおろん賛成で、教育委員会は御賛成なさると思うのです。しかしながら賛成しないうことではございません。しかしながらそういう場合には多少の規制をしようということもありましよう。その目的の事物の中に入つておるということとございませぬ。

○山崎(始)委員 この立法の趣旨というものは、文部大臣が今まで二度ばかりお話になつておりました。すなわち山口日記のような偏向教育というものを内容としたものを取り締まるのがこの法案の立法の趣旨だといふ建前から考えますと、教材として使ういわゆる雑誌といふものは、やはりこのあなたの考えが基本である以上は——まあ雑誌といひましても御承知の通りいろいろな雑誌がございます。それは対外的な信用度においても、それは——りつぱなという言葉は当るからぬか知りませんが、種々雑多な無数の雑誌があるわけなんでありまうが、先生の自由によつて、一応先生の教育的な一つの良識によつてこれを使つてみようという無数の雑誌について、あなたのいわゆる

る偏向教育を避けるために規制を作つておるのだといわれる立法の趣旨からいひますと、現実の扱いとすれば、やはり地方の教育委員会ではほとんどが届け出なければならぬということになつてくるのじやないかと私は思つておるのではありません。そうすると、文部大臣はその中には届け出なくてもいいようなものもあるだろう、こういうふうなお答えなんでありまうが、

というものがなければ意味がない。申請した人間より、そういう方面の知識なりあるいは技術というものが低いものに傾むはしないのです。もしそういう人が選定するならば、これは非常な誤まりといふことになるのです。これが、あるいは大都市であるとか都道府県の一本の教育委員会であるとか、充實した事務局があつて、十分予算の面においてもそれに適した人が指導主事なら指導主事としておるとかといふならば、私の杞憂もそうまでないかもしれませんが、私が心配しておりますのは、御承知のように末端の市町村の教育委員会というものがあつて、小さな町村では果してそういうときに教材を選定するだけの内容のあるいわゆる委員会の事務局の充實ができるのか。果して三人なら三人の教育委員自体の知識がそこまで期待できるかどうかといふ問題があります。この点について、一つ文部大臣の御答弁を願ひます。

○山崎(始)委員 そういたしますと、ただ届出だけで、やはりそれには教育委員会が使つてもよろしいといひはいいけませんということになると思ひますが、ここで私は問題になると思ひますのは、今高津委員も言つておられましたが、選定するとかしないとかいうことは教育内容そのものに関係してきておるのではありませんか、少くとも大きな市町村、都道府県ならこういう場合にでもあまり実際の取扱いにおいて心配をいたしませんか、小さな町村のようない、しかも末端の三人くらいで構成をしておるような委員会の場合に、これは使つてもよろしい、いけませんという内容をきめるというところは技術的に非常にむずかしい、しかも重要な問題だと思ひます。高津委員からも今それに類したことをお聞きになつたと思ひますが、私は一番この点を心配するのであります。言いかえますと、悪く言えば教育委員会が雑誌の検閲——強過ぎる言葉かもしれないが、そういうふうなことになるのであります。そうすると、検閲するためには、されるもの以上のいわゆる教育的な特殊の技術、あるいは専門的な知識

○清瀬國務大臣 あなたは今盛んに事務局という言葉を二度も三度も使われましたが、これは全くの事務的なことじやないのです。最も高い識見がなければなりませんので、法律では人格が高潔で、教育、学術及び文化に關して識見を有する者のうちから委員を選ば、五人であります。三人がれば文殊の知恵で、これだけえらい人が五人居れば教材の選定にあやまちを生ずるといふことは少からう。今高津さんから、むしろ教員がいじやないかとおっしゃいましたが、教員もよろしいけれども、實際あまり児童教育に没頭いたしますと、また誤まりがあるのです。けさ新聞を見ましたら、四十二

名の子供を竹でもって頭をなぐつたという先生があるのです。そういう人よりも、やはり委員会でもって落ちつてやつた方がいいのじやないかと思ひます。

○山崎(始)委員 私が聞いておりますと、あなたの答弁は非常に離れておるのです。あなたは、教育委員といふものは、言葉の上では人格、識見ともに高いという抽象的な言葉なんです。それはその通りなんです。ところが教育委員といふものは、先ほど高津委員も言つておりましたが、いわゆる教育の専門家であるというよりは、むしろしろろとろの委員行政の方が望ましいといふことは私も承知いたしておりました。

そういうことは、この三十三条の第二項といふものは、この法律の性格自体がもはやしろろとろの域を出ておるのです。なぜ出ておるか申しますと、地方教育行政の組織及び運営に關する法律とあなたは言つておられながら、この三十三条の第二項といふものは教育内容そのものに入つておる事項なんです。地方教育行政の組織及び運営という言葉を使つて法律は提案されておりますが、三十三条の二項だけはしろろとろとではできない問題なんです。いわゆる教育知識なり教えた経験なりを持つておらなければできない事項だと私は思ひます。一つの例を申し上げても、小学校の六年生のものが、こういうふうな雑誌の教材を使ひたいといひつて持つてきたときに、何ば人格、識見が高潔であつても、これが果して教材に適するか適しないかということ、人格、識見だけが適当だけじゃ判定がつかない。なぜならば、これは教育内容そのものことなんだから、そ

うでしよう。その点お認めになりますか
かなりませんか、まずそれから入って
いきましよう。

○清瀬國務大臣 私は、教育文化に關
して高い識見を持つておれば、これを
使つていいか悪いかという判断はでき
ます。自分でそういうものを書く力が
なくても、書いたものを見て判断はで
きる、識見さえあれば、私も学校の教
員など一ぺんもしたことはない、けれ
ども皆さんのおっしゃることはよくわ
かります。

○山崎(始)委員 驚いた答弁ですね。
私は現実の問題をつかまえておる。い
わゆる雑誌を中学校の三年生なら三年
生の教材として使う場合、その雑誌が
三年生の社会科なら社会科あるいは国
語なら国語に向かうか向かぬかというよ
うなことにこれは入つていく。すなわ
ちこの三十三条の二項というものは、
教科内容自体に關する法律なんです、
そうなんですよ。それがあなた御自
身、清瀬文部大臣は法学博士であり、
法律の大家であられても、おそらくそ
ういうふうな問題であなたが判定され
る立場になつたら、私から言わせれ
ば、まことに失礼ながらその資格はな
いと見ておる。それと同じように地方
の教育委員に三人おろすと五人おろ
と、そういう人が果して今の教科内容
そのものにまで判定を下すだけの専門
的な技術なりあるいは良識なりを持っ
た人が得られますか。もし得られねば
どうするかという問題になるわけだ
ね、それは大切な点ですから一つ明ら
かにして下さい。

○清瀬國務大臣 あなたのおっしゃる
教科内容ということも文字のまま受け
取つてお答えいたします。あなた方が

是認せられております現在の教育委員
会法の第四十九条には、教育委員会は
次の権限を有するということで第三号
に「教科内容及びその取扱に關するこ
と」。現在でも教科内容については委員
会がやつておるのです。現在は選挙で
ありますからどんな人が出るかわから
ないのです。投票さえとれば出るのだ
す。その結果でも教科内容なんです。
ところが今度はそういう選挙じゃあり
ませんで、選ぶときから人格は高潔
で、教育文化に堪能な人を選んでお
るのでありますから、教科内容には、
ちつともこれを取り扱うについて不自
由はございませぬ。御心配無用であり
ます。

○山崎(始)委員 そこが私が言いたい
ところなんです。今までは届をする必
要がないものだから学校の先生が自由
にやつておられた、それでしよう。今
回は先ほども私が言つておりますよ
うに、都道府県の教育委員会である
ところであつて、五人なら五人の教育
委員の人が、あなたのおっしゃる通り
に良識のある人格高潔で、社会公共の
念に厚い人であるならば、大きな目
から見て教育的判断を下す、これはわ
かるのです。ところがこういうふうな
規則にしては、規制をされたものを出
されますから、今度は直接その小
な教育委員会に、使つてもいいとか悪
いとかいう、先生とは別個の判定を下
さなければならぬ問題がここに起つて
きておる。今まではこの規則がない
から、今大臣がおっしゃつたように、
配なくやつておつた。今度はこの規則
ができるから、そういう点に不便があ
るから、私は聞いておるのです。あな

たは間違われぬように一つ御答弁願
い。

○清瀬國務大臣 こういうことをする
ことは教科内容だからしてできぬと
おっしゃるから、私は教科内容は今
も取り扱う権限があるもので、できる
のだ、こう申し上げておるのであり
ます。これ以上は言葉を重ねるだけのこ
とにならうと思ひます。現在でも教科
内容については委員会の方々は注意を
されておるのです。ただ現在と違ふこ
とは、きのうからも申し上げる通り
り、私どもの耳へ、教科書はあの通り
やつてもらつてけつこうだが、どう
も副読本とか、あるいは夏休み帳と
か、あんなものにいろいろ議論がある
のでございませぬ、ということが問題
なんです。きのうからも言う通り京都
の旭ヶ丘事件というのは、材料がま
づかつたのです。アカハタを使つたの
です。いい新聞かもしれないけれど
も、父兄はこれを心配しておるのだ
す。学校で見せたところがあるかど
うか知りませぬけれども、暴力教室とい
う映画が非常に影響を及ぼしまして、
各方面でいろいろな問題を起してお
るのです。もしこれを学校でも教材に
使つたら大へんなことです。これは
二、三の例でありますけれども、この
教材については昨年来いろいろと――
あなた方もそうであります、私も代
議士で地方の訴えを受けております。
現実にはこの要求がある以上は、今委員
会法を定める時分にこの世の中の要求
を無視することはできません。これは
こういうことになるといふことを大へ
んに喜んでおるのです。

○山崎(始)委員 どうも話が遠方の方
へ飛んでしまふので……。その点はわ
かつておるのです。私の方からも申し
上げておるうちに、あなたの方の御提
案の趣旨というものは偏向教育、いわ
ゆる教育の中正の問題、あるいは不良
文化財というものを心配するあまりに
こういうものを出されておりますが、
法文の上で示すところの、明示するこ
ころのものは、何らそういう点には触
れてない。ただ教材と書いてあるだけ
なんです。あとは全然書いてないんで
すよ。だから私のようにしつこくお尋
ねいたしますが、こういう心配が出
てくる。だからその点はあなたにはも
はや御答弁をされなくとも……。私は実
際の問題を聞いておる、現実の取扱い
方の問題を聞いておるのです。この点
に對してあなたのお答えというものは
いつも飛んでおるのです。これは緒方
局長あたりは事務局にいらつしやるか
ら、実際の面を、多少大臣とは違つて
専門家だけにおわかりになるだろうと
思ふのですが、私が今質問いたしまし
たように、町村の小さな教育委員会
この取扱の許可を与えるときか否か
といふか、実際の面において不便を感
ずることはありませぬか、こう聞いて
いるのです。この点に對してどうで
すか。

○緒方政府委員 お尋ねの前提が、こ
の教材について全部教育委員会の承認
を受けなければ学校は使えないじやな
いか、こういう御心配があるからそう
いう御質問があるのだらうと存じま
すけれども、これは昨日から申し上
げておりますように、教育委員会とい
はしまして必要と認めますものにつ
きまして、そういう制度を教育委員会規
則で定めるわけにございませぬ。でござ
いますから、先ほどから大臣もおつ
しやつておりますように、たとえばあ
る教材を生徒に全部買わせる、雑誌な
ら雑誌を買わせるという場合に、それ
が父兄負担を非常に高めるのじやない
か、こういう心配がある場合がある
と思ひます。でございませぬから、そ
ういふ場合には全部に買わせるといつた
ようなときには、これは教育委員会の
承認をあらかじめ受けてもらひたい、
こういう一つの教育委員会規則がで
き、場合があるうと存じます。これらの
判断につきましては、やはり教育に對
しまして識見を有する教育委員の
見地から判断をした方が最も適當じや
ないかと思つてございませぬ。それ
からまた教育の価値の点につきま
して、この場合もあつて存じますけれども、
も、これにつきましても大局的な判断
ということが教育委員会の制度の建
前でもございませぬし大局的と申しま
しても、今度の法律から申しますと相
当教育、學術、文化について識見のあ
る人がその局に立つわけにございませ
ぬ、この人たちの慎重な研究によつ
てこれは行われると存じます。なおよ
まごさいまして、非常に人口の小さい
ところを特に取り上げになるわけに
ございませぬが、しかしこれは山崎先生
のお話のございましたように、相当大
きな市あるいは都道府県、それからま
た町村にいたしましても大きなところ
には、指導主事とかあるいは指導部局
がございまして、専門的に研究して
ございませぬ。小さいところにおきま
してもいろいろと工夫をいたしまして、
あるいは専門家に研究してもらつた
協議会のようなものを設けてもよろ
うと思ひます。さういふ工夫によりま

して適当な運営が私はできていくと思
います。そういう意味でそういう観点
から適当な教育委員会の規則を作るの
はよろしいのでありますから、全部届
出を求めるとかあるいは承認を求め
るか、そういうことをこの法律は期待
をしておるわけじゃないのでありま
す。

○山崎(始)委員 だいぶんはつきりし
たのです。さすがにあなたは専門家で
す。ただ私はそこでやはり問題になる
ことがまだあるわけですね。そういうふ
うに小さなところではその届け出られ
た教材が適か不適かの判定を下すの
に、あるいは協議会を作るとかなんと
かされるとか、そういう答弁が出る
ということに、いわゆる三人の教育委員
だけではそれだけの能力がないとい
うことを、あなた自身も気持の中では認
められていると思うのです。それがた
めにその委員会の事務局にかかわる一
つの認定機関として、あるいは諮問機
関としてそういうふうな協議会みたいな
ものを作られるというふうなことも一
方法として考えられる、こういうふう
な今あなたの御答弁です。当然それは
そういう方向にいかざるを得ないと私
たちも思います。そのときに必ず起っ
てくる問題は予算の方の面なんです。
ただ口でそういうふうな協議会を作る
とか何とか言ひましても必ずこれは
予算面が起ってくると思うのですが、
そういう点に対してはどういうふうな
お考えを持っておられますか。

○緒方政府委員 これは一つの方法と
してそういうことを例示したのでござ
いまして、そういう方法を全部の町村
がとるであろうということを私の方で
予想しておるわけじゃないですね。

かりにそういうものを作ったとしたし
ましても、これは予算を要するような
大がかりなものでなくとも十分まか
なっているだろうと考えます。それ
から第一、教材でございまして、こ
れはいろいろと御意見がありますよ
うに、教師の教育活動、教育意欲を阻
害するような方向に持っていくこと
は、これはそういう性質のものでな
らうと思ひます。ですから十分教師の
主張、意見等も取り入れた上ではか
らっていくと思ひます。さような点か
らいろいろと工夫をされて、教育委員
会におきまして届出を受け付ける方法
あるいは承認を与える方法、こういう
ものは教育委員会の工夫によって適
当に運営されていくことと期待いた
しておるのであります。

○山崎(始)委員 それでは映画の問題
で少しばかりお聞きいたします。私午
前中からのお話を総合してみますと、
文部大臣のお言葉の中の、新聞の中
で、端的にいえばアカハタのような新
聞はこれは使わすことは絶対まかり
ならないというふうな言葉からお察し
いたしますと、日本的に信用のある大
新聞、こういうふうなものは何ら差
しかえがないだろうと、こういうふう
な問題があり、また小林委員の方から
放送の問題が出ましたが、甲の放送は
よろしいが乙の放送はどうですかとい
うような問題も心配をしなければなら
ない要素が多分にあるわけなんであ
りますが、私はこの法律が通過いたし
まして最も直接に影響があると思ひ
ます。映画教育、それからスライドとい
うものの、雑誌なんかも相当実際の面
においては困られる面が私は相当出
てくると思ひますが、特に映画

教育というものは、実際問題としてこ
の法律が通過したあかつきは、これも
大都市というところならいざ知らずで
すが、農山村に至るところではこれ
もうほとんど衰微してしまうのじゃ
ないか、実はこういう心配を持ってい
ます。それは端的に申しますと、今維
新の場合はそういうふうないろいろの
協議会みたいなものを設けて、その地
域社会の中で適か不適かの判定を下
すようなこともできるであろうと言わ
れることも、これはわれわれもある程
度は認める。ところが映画のような場
合は、そんなら松竹の映画は届出せぬ
でも教材に使つてよろしいということ
はないだろう、あるいは東宝の映画も
これもよろしい、ということもないだ
ろうと私は思ふ。そうすると現実の場
合は、かりに個々の学校でいわゆる管
理会社が作った映画というものを教材
にする場合は、個々別々にそのものを
がそういう催しをして教材に使うとき
には、個々に私はその検閲というもの
を受けなければならぬというふうな
なるのではないかと、こういうふう
に考えるのでありますが、この点実際の
扱い上から見ての御答弁をお聞かせ
願ひたい。

○緒方政府委員 これは午前中にもお
話が出ておりましたが、私はこの規定
があつてもなくても、学校教育とい
うもの、映画を子供に見せようとい
う場合に、その責任者である教師ある
いはまたさらにその責任を持つてお
る教育委員会等が、その内容につき
まして十分吟味してやっていくとい
うことは、当然やらなければならぬ責
務であると思ひます。ただししかし
この規定で届出をしたり、承認を受け
たりする

ものをどういうふうな工合にその教育
委員会がやっていくかということ、こ
れはたびたび申しますように教育委
員会が適当な方法を考へてやっても
えはいいのでございまして、必ずみ
んな個々に届出しなければならぬとい
うことは当然には相ならぬと存じま
す。しかし教育委員会がそれを必要だ
といふことになれば、個々のものにつ
いてその内容を十分聞き取つて、それ
によからうといふことを言う場合も
あろうかと存じます。また教育計画
が各学校で立ちますから、そう行
き当りばつたりに映画を見せるこ
とにはならぬと存じます。あるいは
毎月あらかじめ教育計画を立てる、
あるいは学年初めに、学校の初めに
立てるといふことになるだろうと存
じます。そういう場合に大体予想し
たしめた映画教育というものがあ
るわけではございませんから、そう
いうものをあらかじめ概括的に届け
出してもらふ、こういう場合もある
だろうかと存じます。そういう場
合に、そういう教育委員会が教育目
的に照らしてその届出を見てみまし
て、さらに自分の方の見当で、文部
省のあるいは視聴覚教育等で映画
等につきましてもいろいろやつて
おられますから、そういう面から
その学校を指導していくとい
うことも起ってくるだろうと存
じます。それらはいずれもその教育
委員会の教育上の配慮から必要
な定めをしていけばよろしいので
ございまして、私はその教育委員
会にまかせて適当に運営がやつ
ていくと存じます。

○山崎(始)委員 そういう御答弁では
実は満足できませんので、それはや
はり大都市あたりでそれだけのい
わゆる映画教育というものの教育
計画が組め

るような、しかもこれもやつてよ
ろしいと思ひますかと伺ひ立てて、
さつそくその内容にまで適否の判
断が、簡明につき得るようなところ
ならそれはまだいいでしょう。私が
申し上げておきますのは、先ほど
小林委員が聞いておりましたが、農
山村に行きますと、一里も二里も
あるところへ月に一ぺんとか、三
月に一ぺん、子供を連れて教師は
一つの教材として映画を見せに行
く場合もあり得る。また年に一
ぺんか二ぺんか正月に、農山村
の山の中に映画の商売人がやつて
きて、古い映画に少しばかりの教
育映画をはさんで、学校の機
堂なんかでいわゆる教材として見
せる場合もあり得るのです。そ
ういふ場合に、そういう認識を持
っている、こういう場合に果して
あなたが今御答弁されたよう
なお取扱いになっているの
かと聞いています。それを心配し
ているのです。そうでしょう、か
りにお盆ならお盆のお休みに学
校の講堂へフィルムを持ってきて
ごうだと思ひます。見てよろしい
かと思ひます。果してそれを判
定する——これは検閲でもよろ
しいが、これが教育的に見ていい
か悪いかを判定し得る能力のある
教育委員会というものがあ
るかどうか、現実には私はないだ
ろうと思ひます。もしそれをま
じめに許可するといふことを認
定するものならば、教育委員が
事前に試写でもして見ると
かいふことが厳密にいへば考
えられ、あなたの答弁では、こ
ういふ場合に各地方の教育委員
会の良識にまかしてあるのだか
らと、こういう言葉なんです。
そういういたしますと、私が心
配しておりますに、映画はもうい
つの

場合でも個々に届け出なければいけないという教育委員がないということをお断言できないと思うのです。そうじゃありませんか。

○緒方政府委員 かりに届出をさせる規定を作りました場合におきましては、先ほど雑誌のところで申し上げましたような工合に、私は適当な方法によつてそれが教育上いいか悪いかにいう判定は教育委員会できつくと存じます。

○山崎(始)委員 私は雑誌ならあなたの今の答弁を肯定したのですよ。映画ならこれが肯定できずかというのです。こうした届出をしたら、教育委員がそんならむろん適当な協議会へ諮つて、そしてそれを事前に一つ検閲しようじゃないか、試写を見て判定を下そうじゃないか、こういうことになるのですが、私は映画であるから肯定できない。雑誌であるからある程度肯定したのである。この点は私は人間の常識の問題だと思ふのですが、あなたはそういうふうな答弁であなたの良識が許しますか。

○緒方政府委員 まあ映画にもいろいろございましょうが、大体今のお話は非常に田舎の町村等のお話のようでございますけれども、そこに来ますには私は大体内容はわかつておると思うのでございませう。フィルムにいろいろございませうけれども、大体それが教育上適当であるかどうかというところは、そこに来るまでには大体わかつておるのじゃないか、私はやはり教育委員会の工夫によつて、それが教育上適当であるかどうかという判断は、小さい委員会でも田舎の三人の委員会のこところでも、いろいろ工夫をいたします

ならば、またいろいろそれを問い合わせたりすればよろしうございませうから、できると考えております。

○山崎(始)委員 やはり答弁にならないうのです。この映画を学校の生徒を連れていつて見せるとか、あるいは山の奥へわざわざ都会からフィルムを持ってきて教材のかわりとして生徒にそれを見せる、それを判定するのは先生がいいと思うから判定するのです。いいと思うから、判定した先生がおるからこそ教育委員会へ届出が出る、こうなるのです。そうすると今度はそれに対して委員会が許可といふのですか、かまいませんというイエスかノーかの判断をする立場の者が、どうやって敏速に、金銭を伴わずにそれに対して事務的処理をすることができずかと、こゝろ聞いているのです。ここに非常に大きな問題があるのです。

○緒方政府委員 お答えいたします。届出があれば十分教育委員会が先生に問いただせばいいと思ひます。それから内容につきましても十分届け出させるときに詳しく聞けばよろしうございませうから、ただいまお話のように先生がそれをいいと思つたとすれば先生が十分内容を知つてゐるはずだと思ひますので、そのことを十分聞いて判断すればよいと思ひます。

○山崎(始)委員 あなたの言葉は机の上で、東京におられて文部省でビローのいすにすわられて判断するからという答弁が出るのです。現実の農山村の教育委員会、ことに現場の教員といふものの関係を知つておるわれわれは、だから私が午前中一つの例をあげて聞いたのは——これは実際の例です、起り得る典型的な例を私は申し上げ

げておるのですよ。七十五くらいな教育委員長がおつて、五十五くらいな教育委員がおつて、石原慎太郎みたような青年団を代表したような二十五、六の

もう一人の教育委員がおれば、見せた映画そのものが、内容の問題で、適否ということについて必ずそれは問題が起つてくる。これははっきりしているのです。その審査をする場合に、かりに先生なら先生といふものが、日ごろ教育委員会から俗にいうにらまれて

おつたというふうな先生の場合だつたらこれは必ず問題が起つてくる。教材としてああいうふうなものを使つた、使わぬという問題が起つてくるのです。そうなりますと許可する側の教育委員会といふものはこの基準といひますか認定を与える、それに対して私は非常に迷ふことが当然出てくるだらうと思ふ。必ず出てくると思ふ。だから私がこの問題を心配をして、こゝろにすることが問題になるようですと日本の映画といふものを通しての特に農山村における教育といふものは資糧の一途をたどつてくる、そういうむづかしいものになると、従来まで教材として子供が楽しんでおつた農山村の映画教育といふものは当然資糧の一途をたどつていくことははっきりしておる。これが雑誌であるとかいふものならばまだあなたのおつしやつたような解決方法でもつて、われわれもそういうものが

できるならばあるいは解決できるかもしれない。それにも私は問題があると見ておるのでありますけれども、一応その雑誌の問題は引つ込めるとして私は聞いておるのです。その点に対し

て文部大臣に御答弁をお願いいたします。

○清瀬國務大臣 あなたは声を上げましてさうにおつしやいますけれども、しかしながら三名、五名の教育委員会がよからうといつて認可したものについては父兄も非常に安心して子供を送り出しておるので、ますます映画教育は盛んになると私は思ひます。

○加藤(稿)委員 関連してお伺ひしたいのですが、ただいま山崎委員からきわめて心細いようなお話をいろいろ承りまして、私は元来日本の初等教育者といふものを非常に尊敬しているものであります、日本の初等教育は相

当進歩しているものだと思つておるのです。わが国は明治の初年からかなり新しい教育思潮を取り入れて、最も恵まれぬ薄給の学校の先生でございましてけれども、日本の文化のために非常に貢献したのであります。現在の文部省の御当局は非常に尊敬してゐるのでございませうけれども、明治以来必ずしも文部御当局は優秀でなかつた時代もあつたやうであります。また府県の学務部その他のものはかなりしろ

もつて自分らの時間と力の届く限り勉強しておられるのであります。それでそれに呼応いたしまして日本の国は非常にたくさんの方々の地方センターがあり

ます。地方都市があります。そして地方都市には現在の生活に欠くべからざる文化施設として映画館がある。また映画批評を載せる各新聞や雑誌が地方的にも発達しているのでございます。そこで大体の問題につきましましては、私はわが国の映画教育が間違つた方に向つ

てゐるとは考えておらないのであります、そういうふうなことから終戦後十年を経た現在の初等教育者はかなり進んだ見解を持つようになつておるのです。そしてまた大体どういふ映画がその県に入つてくるかといふようなこととぐらひは、府県庁の社会教育課で相当専門家が調べておるのです。

それでございませうから、そういう基準、映画に対して承認を与えるといふようなことがもしあるといひましたとしても、そういう基準を作ることぐらひは電話その他の連絡でまた相当僻陋な農山村の教育委員会にもわかるのです。わかるのですからそういう基準を作ることが妥当な——先ほど緒方初等教育局長が非常によい言葉で申されましたが、現場教育者の教育意欲を阻害しないやうな方法によりまして基準を作ることができるとございまして、その点はかなり農山村へいって——私は山崎先生よりもはるかに山奥の僻陋の地も海岸の僻陋の地も歩いてゐるのでござい

つもりでございます。また同時に一般の方から特に教育芸術、文化等に深い理解があると称されて選ばれて任命される教育委員さん方の水準も高いのです。そういう意味から物事は心配しただけ切りがないのでございますけれども、まあ新しい制度は新しい制度として生まれましたらみんなでこれを活用して善処することになりますれば、画期的にわが国の初等教育制度も初等教育の実態も改善されるであろうというような気がいたしますが、御当局はそういうふうにお考えになっておりませんか。

○緒方政府委員　お説のように映画につきましては、地方におきましても十分研究もされておることでございます。し、またただいまの御説の中には出ませんでしけれども、文部省といったしましても教育的に価値のある映画は特に推薦をするような制度も設けております。し、これらにつきましては、地方においても十分今後とも指導していきなさいと考えております。かような意味からいたしまして私は一々全部の映画を教材として使う場合に、教育委員会が届出を求めなければならぬとい

うことには相ならぬかと存じます。か
りにそういう制度をとりましても、先
ほどもお答え申し上げましたように、
またただいまもお話がありましたよう
に、教育委員会におきましてその教育
的価値の有無ということにつきまして
は十分判断ができるのじやないか、か
ように考えておるわけであります。

○山崎(始)委員 時間もだいぶ経過いたしましたが、一点。先ほどの大臣の御答弁では、お話をしてもきりがな
い。私の質問とは全然違う御答弁をな
さっていらっしゃる。私は実際問題を

聞いている。ところがあなたは教育委員というものは人格、識見の高い人だからそういうことはないと思うと、こういうふうな御答弁があつたのでありますが、こういう答弁ならば私がいくらかお尋してもこれはちがひがきませんので、一点だけ一つお聞きしておきたいことは、私はこの法律が通過いたしましたならば、日本におけるいわゆる教材を中心しての今までの教育効果というものが減殺されてくる。特に視聴覚教育においてはそのものが衰微の一途をたどつてくる。これはもうはつ

きりしているという信念を、確信を私は持つております。おそらく文部省には現在いわゆる放送教育なりあるいは映画の教育なり、その他いろいろの視聴覚関係、その他の関係の教材を使用した教育効果の実績というものが数字的に出ていますと私は思うのであります。が、おそらくこの法律が通過いたしましたして半年たち、一年たち、二年たつうちに、これが今度は逆のカーブを描いて衰微の数字が出てくるということを、私は今から実は予言いたしました。たい。

それで文部大臣に最後に一つお尋ね
いたしておきますことは、文部大臣は
この法律が通過しても、視聽覚にして
も、こういう教材を中心にした教育効
果というものは上つていくんだ、少く
とも今より下りはしないんだ、こうい
うふうな論拠でなければあなたのだう
な御答弁はできないと私は思うのです
が、私が予言をし、私が確信をいたし
ておりますような、こういう傾向が
必ず数字で出てくると思うが、もしこ
れが出てきました場合には、あなたは
そういう御心配があるやいなや。また

出てきたときにはあなたは一つ深い責任を感じていただかなければならないと私は思うのですが、この趨勢といひますか、見込みといひますか、あなたはこういう法律をお作りになったからには、やはり視聽覺なら視聽覺、その他の教材を中心にした教育の趨勢というものに対する大いなる一つの識見なかりいわれる見込みなり、そういうものを持っていられしやることだと思ひますので、この点を最後に一つお聞かせ願つておきたいのであります。

○清瀬國務大臣 今山崎さんのおつ

しやることは、教材、わけても視聴覚の
こと、すなわち映画等を含んだ点であ
ろうと思います。私はこの法案が皆さ
んの御賛成により通過いたしますと、
視聴覚教育の方はますますよくなると
思っております。それは映画をたく
さんの人が回数多く見るという、数量
でもって教育の効果は言えませんが
です。私も孫を持っております。子供は
映画を見にいきます。非常に心配する
ことは、ほんとにいい映画であるかど
うかということなんです。たびたび例
にとりますが、暴力教室です。暴力教

室じゃなくても、必ずセックスの方のことが現われてきたり、うちへ帰って何を見たかといったら、赤い顔をしてよう言わぬような映画があるので。映画に關してはそういうことがありますが、もし教育委員会でこれならけつこうだという保証のついた映画がどんどん出るといふことになりまして、安心して孫をそこへ行けといつて奨励してやるといふことになりましたら、その映画は教育上非常に効果もあり、親たちも安心する。安心する映画を安心して子供に見せにやるのでありますから、

たとい見る回数に減つても、教育効果は昔の倍になると私は信じております。(違う、違うと呼ぶ者あり)ほんとうです。その考えがなければ教育に責任を持てませんですよ。こういうことを考えたのも実はそれなのです。私の友人あるいは選挙区でも、どうも映画の子供に与えるところの影響については非常な心配をしてゐる。この間野原君でしたが、あなたでしたか、不良文化財を追放しようという御相談を非公公談式に受けて、私は非常に関心を持っているのです。不良文化財とこれとは場

合が違いますよ、場合が違いますけれども、学校で映画を見せるということ、言い出すということ、せがれは孫はどんなものを見てくるんだろうかということ配がすぐ起ります。けれども、このごろでは教育委員会さんが同意を与えているんだということで、安心して見せることができます。(それはピントが違う」と呼ぶ者あり)それは私は山崎さんと反対の予想を持っておるのです。

○小林(信)委員 関連して。今大臣の御答弁は確かに大事な点でございます

が、ただ私は、それだけで大臣が日本の教育行政をやろうとなされるならば残念なことがあるから申し上げますが、それに対して大臣がまたお考えがありましたらお聞きしたいのです。

暴力教室の問題も、あの当時新聞の投書欄や何かに父兄が相当意見を出しておりました。そしてある人は大臣のおっしゃるように、ああいう映画を見せないようにしてくれという人たちもありました。それからある父兄は、そうこわがることはない、見せて、それに対して正しい思考をした場合に――

とにかく子供の周囲にはいくら文部省が推薦制をとりましても、チャンバラ映画もあればセックスの映画も出てきているわけです。これはもう営利会社ができるわけですから、人の関心を買うためには多少道義的なことにも無関心でやる場合があるわけです。そういうようないろいろなものがある複雑な社会に子供が伸びていく場合に、悪いものは見せるな、悪いものに対してはふたをしておけというふうな考えであなたは教育行政をなさるわけですか。私はそういう場合に一番大事なのは、悪

い教材に触れるなどいうことでなく、触れることを予想して、それに対して正しい批判力、そういうふうなものをご指導するという、その扱い方には問題は問題があると思うのです。今のような考えただけで文部大臣が教育問題をお考えになるなら、教育全体に、昔のようにな何となく片寄った教育が行われるような気がします。私は、あらゆる事象に対して子供が実際に触れているのですから、それに触れて子供が正しく批判していくことの力をもつと養成するために、暴力教室をあえて見せにいく

場合があつてよろしいと思う。しかもそのあとにおいてこれに対する適切な批判を子供にさして、適切な指導をしていく、そこへ教育の重点を置いていかなければならない。〔それは冒險だ、手を考えなくちやいかぬ〕と呼ぶ者あり〕もちろんそれはそうです。だれにも見せるというわけじゃないのですけれども、そういうふうにするべて悪いものに対しては触れるなという形でもつていくことは非常に危険だと思ふ。これに対してはどういう御意見でしようか。

○清瀬國務大臣 子供の教育についてもう一つの原則は、身心の発達の状態に應ずることでありまして、批判力は養成しなければなりません、養成できておらぬ者に見れば害がくるのです。こういうことを言いますれば、私の教育学に對する全般のことを話さなければなりません、しかしながらわけても映画に限っては、やはり子供の身心の発達を見て、それゆゑに教育委員会でも三年以下にはこれはいけない、四年になつたら見せてもいいといったようなことを言うかも知れません。それは相対的なことであります。今の教育もあなたも御養成のように、昔のヘルバルトの教育のように詰め込みじやありません。それは身心の発達をするようにやらなければいけません、それを考えるのが教育委員会の良識でございます。一がいにも何もかも禁じたらよくなるということじゃございません。それから「暴力教室」などは、大学、わけても学芸大学等の学生に見れば、こうなつちやいけないぞということの非常にいい参考になると思います。けれども、見たらすぐまねをしそうな小学校の子供に見せることはよくないであります。世の中のこととはよく刻んで——一本調子で子供のための民主主義を一生覚えておるといふようなことでは政治になりません。

○小林(信)委員 大臣がそうおっしゃれば、私もその点は納得しますけれども、あなたの先ほどのお話では、一方的に見せちやいかぬ、もしこういう制度がなければ見せては困ると言われたような印象を私は受けたから質問したのです。今のよう大臣がお考えになつてゐるのなら、一応概念としてい

いと思うのです。しかし教育委員会がついてゐるから正しく指導するとか、あるいは年令に應じてやることができるのだというふうなことは、これは教師であつても可能である。かえつてそういう場合に教師に責任と教育的な判断というものがますます強くなつていくという見解はあなたとは違ひますが、そういうふうにお考えならば私も一応了承いたしますが、先ほど来のお話を聞いておりますと、くさいものはふたをしる、もう悪いものは見せるなという式にお考えになつておられて、もし速記録等を通して國民が聞きまして、何と古いお考えだらうという印象を受けては大臣にいけないから一応お聞きしたわけであります。

○山崎(始)委員 だいぶ時間も経過いたしましたので、まだほかにたくさんお聞きすることがございますけれども、また次会に譲りまして、きょうはこれで一応終つておきます。

○佐藤委員長 本日はこの程度とし、次会は明十二日午前十時より開会いたします。これにて散会いたします。

午後五時十二分散会

昭和三十一年四月十四日印刷

昭和三十一年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局